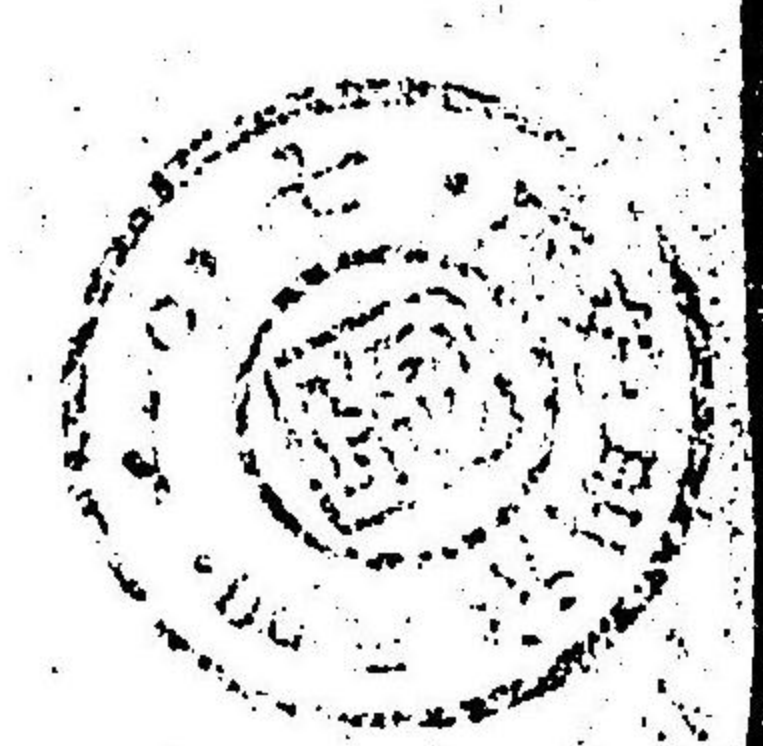


奈

良朝



## 序

臨風兄足下、高著奈良朝史に關して卑見を徵せられたるは予の光榮とするところ也。されど予は素より史に明なるものに非ず、何を以てか専門史家たる足下の下問に答ふべき筆を執りて聊か踴躍するどころ無きを得ず。

奈良朝は蓋し本邦歴史中に於て最も興味ある一時代なり。政治は茲に初めて其の體制を具へ、文學は茲に初めて其の端緒を啓き、美術は茲に初めて其の精華を發し、宗教は茲に其の空前絶後の偉觀を呈したり。而して外來文物の輸入日尙ほ淺きや、

國民固有の性情尙ほ其の激湍たる活力を失はず、  
内外勢力の交貫錯雜の跡、史家にとりて好箇の題  
目たらずんばあらず。足下の是の書能く是の複雑  
なる契機を捉へて大處の觀察を怠らず、讀むもの  
をして耳聞目睹の感おらしむ、眼光紙背に徹する  
ものに非るよりは、誰か是を能くせむや。予は足下  
の達觀活識夫の子々たる史料編纂先生と同じか  
らざるものあるを見て深く是を喜ぶ。  
世の史家概ね曰く、奈良朝の文物は漢竺の摸倣  
のみ、唯夫れ平安朝に於て初めて日本固有の面目を  
見得べしと。予の見るところ聊か是に異なるもの

71-44  
77

あり。國民の性情古々今と素より同じからず。特に  
何れを以て固有とすべきかは暫く別箇の疑問と  
なさむ。唯若し吾人の祖先が古代に於て有せし所  
のものを以て我が國民の特性と爲すべくむば、奈  
良朝の文物の如きは最も明かに是の特性を表現  
したるものと謂ふべし。試に見よ、奈良朝の佛教は  
平安朝の佛教の如く、厭世趣味を帯びざりき。轉讀  
せられし經典の最も重なるものは金光明經と最  
勝王經なりき。聖武天皇が總國分寺として東大寺  
の大造營を企て給ひしも、其の目的は國家鎮護に  
ありき。畢竟奈良朝の佛教は現世教なりき、而して

現世の福祉以外に求むる所なきは古事記風土記に現はれたる日本民族の特性に非ずや。奈良朝の文學は萬葉集を以て其の代表者となす。而して萬葉集收むる所の和歌は格調雄大氣象剛健。而して其の情緒は快濶にして和樂なり。是を古今以下の歌集の纖弱憂鬱多く婦女子の涙痕あるものに較ぶれば孰れか能く我祖先の性情を發揮せるものぞ。予曾て古事記を讀みし時、其の歴代の歌謠一として花鳥風月を歌へるものなきを見て、本邦固有の性情が平安朝以下の文學と甚だ近からざるを思へり。予は萬葉集に關して精緻の研究を遂げた

るものに非ずと雖も、其の歌咏の中に花鳥風月の小題目に拘泥せるものとは、予の曾て記憶せざる所なり。果して然らば奈良朝の文學は最も我祖先の性情を代表せるものに非ずして何ぞや。

美術に關しても予は同一の立言をなし得べしと考ふ。天平期の彫刻の如きは其の儀軌形式の如何は暫らく措き、少くとも其の精神氣格の雄大快濶なる點に於て、紀記萬葉の風尚を傳へ得て甚だ適切なるを覺ゆ。是を王朝後期に發生せる纖穠柔弱なる諸流派に較ぶれば、國民性情の權化、彼にあらずして寧ろ此にあるを觀る也。足下以て如何と

なすや。  
 是の書、奈良朝の文章を叙述して殆ど餘蘊無し。唯其の美術に精しからざるを少しく憾とすべきのみ。佛法東歸の勢力が我奈良朝に於て其の高潮に達したるが如く、漢竺の美術は我天平の時代に於て其の英華を煥發したるの觀あり。是れ豈本邦史上に特筆大書すべき事項に非ずや。今日寧樂の舊部、健陀羅美術の殘影を留めて、餘光尙ほ焯々たるもの、甞に好古者の鑑賞に資すべきのみに非るべし。健陀羅の地は即ちスキユタイ民族の故國にして、曾て歐亞二文明の交渉の地に當れり。其の美

術は即ち史家の所謂希臘佛教式なるもの也。東大寺法華堂の觀音像にアポロムザケートの遺照を見出し得べしとせば、天平美術の意義亦決して淺小にならざるを見る。足下の是の書、是の一段の注意を欠きしの觀あるは、予の少しく憾とする所也。足下先に元祿時勢粧を著はして江湖の喝采を博したり。想ふに奈良、平安の二朝を以て徳川時代に比擬するを得ば、天平は猶ほ元祿の如き乎。而して綱吉將軍と聖武天皇と、桂昌院大夫人と光明皇后と、何れ一に相似たる。而して天平を以て元祿に比すべくむば、萬壽長元は猶ほ文化文政の如き乎。

足下宜しく元祿時勢粧に次で化政時勢粧の著あ  
るべく、奈良朝史に次で平安朝史無かるべからざ  
る也。

予嘗て奈良に遊び、薬師寺の高塔に登りし時、往  
昔三笠山より西方一帯の地、堂塔相望み、梵唄讚誦  
の聲、旦暮に響くの状を想像して神往禁せざるも  
のありき。今足下の書に接し、更に懐舊の情に堪へ  
ず。即ち恣に所思を陳して下問に答ふること是の  
如し。足下果して首肯するや否や。

辛丑六月 湘南の僑居に於て

高山林次郎

### 序

十二の帝陵、よしや低うして見えずとも、明治の  
聖代、豈に黒風白雨南都に満ちむや。青丹よし、奈良  
の地は、我國古美術の寶藏也、千年以前の諸美術の  
そのまゝに残れる處也、千年以前の時代精神の宿  
れる處也。なつかしき哉、奈良の地や。このなつかし  
き奈良の地、豈に當時の時勢をパノラマ的に記述  
したる一部の歴史なかるべけむや。われ臨風兄の  
此著を多とす。

臨風兄足下、今年の春、足下と共に常州に遊び、弘  
道館畔、暗香疎影の趣を賞し、大洗の濱へ、風雪を衝

いで酔を貰ひし豪興、今もなほ忘るゝと能はず。足  
 下開おらば、請ふ再び共に奈良の地に遊ばむ乎。足  
 下の文瀟酒、なほ足下の人となりの如し。足下もし  
 閑なくんば、われ獨り此書を手にして、春日祠前に  
 跪き、七大伽藍を歴觀し、猿澤池畔に逍遙せむ哉。  
 明治三十四年初夏、大町桂月

自序

余久しく京攝の間に遊て奈良の遺墟を訪ふも  
 の數次。訪ふ毎に常に感懷の念禁せずんばあらず。  
 春は猿澤池畔に興福寺の古塔を望みて、藤原氏興  
 隆の昔を思ひ、落日の光はなやかなる秋の夕には、  
 般々たる秋篠寺の鐘聲に、無明の夢の覺むるをね  
 ぼはき。感慨已む時なくして、私に奈良盛衰の史を  
 編まんとの意なきに非ざりしなり。其後東に歸て  
 又南都の花晨月夕に背くこと幾春秋なりけん。事  
 志と違つて筆を奈良朝史に着くるに至らざりき。  
 鎌倉に遊び、晃廟を弔ひ、而して更に醜て奈良を

思ふに、何ぞそれ規模大小の相異なるや。鎌倉は一漁村に過ず。丘陵平凡、更に佳氣の鬱葱たるものを觀ず。六百年以前の遺物概ね寒烟荒草の間に葬られて、覇府の跡麥秀漸々の裡に没せり。晃廟の觀、天下稱すと雖も、雕鏤篆刻、殆ど是れ兒玩の具に類す。然れども奈良に至ては是に異れり。聖王乾符を握て坤珍を闡き、皇圖を披て帝文を稽へ、青瑣丹墀之を飾となし、玉階金砌之を文となし、佛教隆盛の跡は七大寺に留め、美術旺興の餘韻は正倉院に存す。五丈三尺の盧舍那佛、南北九條東西八坊の遺墟、一に是れ經綸の偉なるを示さるものなし。盛なる

かな、帝王の業、千載の後、今猶鄉雲車蓋の如きものあるを覺ゆるなり。奈良朝の史、豈終に編まらずして已むべけんや。

是に於て自ら揣らず、試に奈良七世の事蹟を叙て、奈良朝文華の跡を稽ふ。聊か往日編史の意を満たすが如しと雖も、實は甚だ然らず。奈良朝は東洋の文物盡く凝て一代の精粹を成せし時代なり。欽明朝以後向上せる日本の文化が其絶頂に達せし時代なり。政治に、宗教に、社會に、文藝に、盡く高潮に昂まりたる時代なり。是が史を編まんと欲せば、一生の心血を瀝て猶足らざるものあらん。片々たる



我が小冊子の如きは固より其片影をも留めざるべし。然も我をして之を叙づるの勇あらしめ、叙てゝ而して焚く能はざらしめたるは何ぞ。鄙見大方の君子と異なる者あり、敢て開陳して史家が高教を煩さんと欲するの意に外ならざる也。固より是を以て奈良朝を盡せりとはなまらず。豈敢て奈良朝を描きたりと云はんや。一家の概観のみ、我が私見のみ。然れども其概観たり私見たりと云ふの故を以て、終に之を没し、之を焚くに忍びざるなり。獨り忍びざるに止らず、更に之を公して悔いず。以て聊か奈

良朝史研鑽の用に資せんと欲するなり。

明治辛丑歲暮春

笹川 臨風識

# 奈良朝

## 目次

第一章	青丹よし	一
第二章	ゆかりの紫	一五
第三章	唐朝風	三
第四章	月の満虧	一〇
第五章	法の燈	一五
第六章	大佛建立	一七
第七章	大養徳恭仁宮	二二
第八章	天平時代	二七
第九章	日嗣の争	三七



第十章 弓削法主……………一八

第十一章 百川の水……………三五

第十二章 奈良のふること……………三九

奈良朝

第三章

青丹よし

文學士 笹川種郎著

青丹よし奈良の御代は七世七十餘年前代未聞の隆盛を現  
 觀たり。顧るに大化の改革は舊格打破面目一新の實を擧げた  
 り。天智不世出の資を以て孝徳を翼け、加ふるに中臣鎌足の英  
 邁を以てす。大族蘇我氏を倒して大臣專横の積弊を除き、唐朝  
 の壯嚴を羨慕して大和朝廷の擴張となる。是に於て天下靡然  
 として争うて新制を奉じて又依違する所なし。されば歴世、眇

たる大和の一隅に據て都と稱し、柴垣板蓋の陋居たりしものも、漸くに其面目を一新し、帝天智は即ちそらにみつ大和をねきて、いはゞしの淡海國の漣の天津の宮に天の下しろしめして、近江朝廷の万々歳たらんことを欲し給ひぬ。然れども禍蕭牆の間に起りて、帝大友山前に縊れ、吉野の還俗太弟朝廷を奪ひ、颯爽の姿を以て四海に君臨し、近江朝の遺業を繼ぎて、力を改革の成功に盡したるも、近江朝廷の遺跡は空しく夏草のしげるに任せつ。然れとも近江朝廷以後國家の膨脹制度の整備につれて首都及び皇居の經營はまた古代の單純なるか如きものに非ず。女帝持統の藤原宮は、衣手の田上山よりまきさく檜のつまでを運搬し來りて建てられたりと云ふに非ずや。帝天武の後を承くるに、女帝持統帝文武を以てし、藤原不比等中

興の功臣鎌足の子を以て之を輔佐して律令の制定となり、改革の修整となり、後年奈良朝繁榮の基を開けり。  
女帝元明は帝天智の第四女にましまし、其御母は天智と與に大族蘇我氏を倒すに於て功ありたる蘇我氏の一族蘇我山田石川麻呂の女なり。太子草壁の妃にして、實に先帝文武の御母にてまします。帝文武の崩じ給ふや、寶算僅に二十五。皇子豊櫻彦親王は猶七歳の幼兒にましましければ、女帝元明は既に人生を過ぎつる、五十六の齡を以て天つ日嗣をしろしめしけり。帝天武の第二皇子なる穗積親王は知太政官事に、物部常麿の子なる石上朝臣麿は六十八の高齡を以て任に右大臣にあり。不比等は猶大納言なりしと雖も、其女宮子は、帝文武の后として、後年天位を踏み給はんずる豊櫻彦親王の御母なり。文武

四 曾て不比等に勅を給ひて曰く、みまし藤原の朝臣の仕へまつ  
 るさまは、今のみにあらず、かけまくも畏こきすめらが御世々  
 々仕へまつりて、又あがまへつぎみとして、明き淨き心をもち  
 て、おれを助けまつり仕へまつる、事のいかしきいとほしき事  
 を念ほしますによりて、たちまひて、やゝまたまへば、いみしぬ  
 ふ事に似る事を、しなも、常いとほしき、いかしき念ほしまさく  
 と、依て食封五千戸を賜はる。其辭するや、減じて二千戸を賜ひ、  
 一千戸は是を子孫に傳へしめぬ。寵遇身に餘れり。されば女帝  
 元明の立ち給ふや、和銅元年には不比等入て右大臣となり、左  
 大臣石上朝臣麿と相對せり。彼れ歳五十。大臣として貫目あり  
 恰好なる齡なりき。實にや彼は奈良朝初世の大立者なりしな  
 り。



尊 本 寺 師 樂

歴朝即位あれば遷都ある原則に従て、和銅元年春二月平城  
 奠都の詔は煥發せられき。其詔に曰く、朕祇みて上玄に奉じて  
 宇内に君とし臨み、菲薄の徳を以て紫宮の尊に據る。常に以爲  
 へらく、之を作すものは勞し、之に居るものは逸す。遷都の事は  
 必ずしも未だ違あらざるなり。而るに王公大臣みな言す、往古  
 已降、近代に至るまで、日を揆り星を瞻て宮室の基を起し、世を  
 トし土を相て帝皇の邑を建つ。定昇の基永く固く無窮の業斯  
 に在らんと。衆議忍び難く、詞情深切なり。然るときは京師は百  
 官の府、四海の歸する所なり。唯朕一人獨り逸豫せんや。苟も物  
 に利あらば、ろれ遠かるべけんや。昔し殷王五たび遷りて中興  
 の號を受け、周后三たび定めて太平の稱を致せり。以て其の久  
 安の宅を遷すことを安んず。方今平城の地は四禽圖に叶ひ、三

山鎮を作す。龜筮並に従ふ。宜しく都邑を建つべく、宜しくろれ  
 營構すべし。資は事條に隨ひて奏すべし。亦秋收を待て後路橋  
 を造らしめよ。子來の義は勞擾を致すとなく、制度の宜合ひて  
 後加へざれど、奈良は南方一帶稍開くるの外、山脉連疊すと雖  
 も、北には木津川あり、南には大和川あり。奈良坂を越ゆれば舟  
 楫の便あり。志貴山脉を過ぐれば難波に出づべし。春日の森は  
 翠色滴らんとし、若草の山今も猶古帝王城の鎮たり。守るに宜  
 しく進むに於て敢て不利とせず。堂々たる大都の觀なしと雖  
 も、融々として春色たなびき、優にやさしき都の面影を存す。試  
 に烟花四月杖を南都の遺跡に曳け、春日遅々たり。古都寂とし  
 て眠るが如し。風は興福寺畔に暖くして、霞は東大寺の大佛殿  
 を罩めたり。山語らず水告げず。人や幾代を更へて、烏兔匆々此

に千二百年を経たりと雖も紛々たる柳絮、菲々たる瓊花、孰れか舊都の春愁を傳ふるものにあらざるなからん。薬師寺の古塔は、烟樹の外に七寶輪相の莊嚴を現し、遺墟落寞として耕夫猶大安寺の舊跡を指せり。殷々野水を度るものは、秋篠寺の晚鐘か。夢よりも淡くして暮靄の裡に沈まんとするものは、是れ唐招提寺の古刹なるべし。一木一草皆是れ古都の遺物流鶯飛燕、豈敢て九重の春色を飾りたるものと其類を異にせんや。獨り十二帝陵の寂として、千載風雨の間に葬らるるを見るのみ。

位下犬上王を伊勢に遣し、幣帛を宗廟に奉りて平城宮を營むの状を告申せしめ、翌和銅二年八月及び十二月には、車駕平城宮に幸あり。同三年三月經營成りて遷都の舉あり。車駕難波宮を出て、まして轉々轉々新都に入る。やかて左右京城坊の定あり。北を京極大路となし、次を北一條大路となし、以下一條より九條に至る。而して其中央南北に通ずる道を朱雀大路となし、東西に四坊を設く。朱雀大路北に極る所に皇居あり。後の平安の都は制全く此に基く。然れども其地たる今の奈良とは其處を異にして、猶西にあり。是を今の奈良に比すれば、幅員凡そ四倍に當る。西は殆ど富の小川に至り、東は今の奈良市街の西端と少しく隔たれり。北は西大寺、平城帝陵をこめ、南は郡山の端に及ぶべし。今猶處々に三條、五條、六條、七條、八條、九條の地名を

存す。奈良朝の歌人嘗て歌て曰く、青丹よし、寧樂の都は、咲く花の、にほふが如く、今盛りなり」と。即ち後年天平時代に花の如く錦の如く盛りとなれる奈良の都は其初め斯くの如くにして、奠まりき。萬葉集卷一に「飛ぶ鳥の、明日香の里を、たきていなば、君があたりは、みいずかもあらむ」の歌あり、和銅三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧樂宮時、御輿停長屋原、迴望古郷、御作歌とあり。其歌意によるも、先輩の説くが如く、奈良遷都の歌に非ざるのみならず、奈良遷都の時は、車駕藤原宮より發せずして、難波宮より發せり。飛ぶ鳥の歌は藤原宮遷都の時と見るを妥當とすべし。奈良遷都の歌は萬葉に一長篇を載せたり、但し其作者を知らず。

すめろぎのみことかしこみにきびにし、家をさがりて、こも

りくの、泊瀬の川に、ふね浮けて、わが行く河の、川隈の、八十くま落ちず、よろづたび、顧みしつゝ、玉鉾の、道ゆきくらし、青丹吉奈良の都の、佐保川に、いゆきいたりて、わがねたる、衣の上ゆ、朝月夜、さやにみやれば、栲の穂に、夜の霜ふり、磐床と、川のひこいり、さゆる夜を、いこふことなく、通ひつゝ、つくれる、家に、千代までに、いまさむきみと、われもかよはむ。

反 歌

青丹よし奈良の家には萬代に、

我も通はん、忘ると思ふな。

女帝元明の朝は、治世僅に十年に滿たずと雖も、政令の觀るべきもの、尠しとなさず。其の後年讓位の詔に、海内晏靜にして、區夏安寧なり、然れども、兢々の志、夙夜怠らず、翼々の情日に一



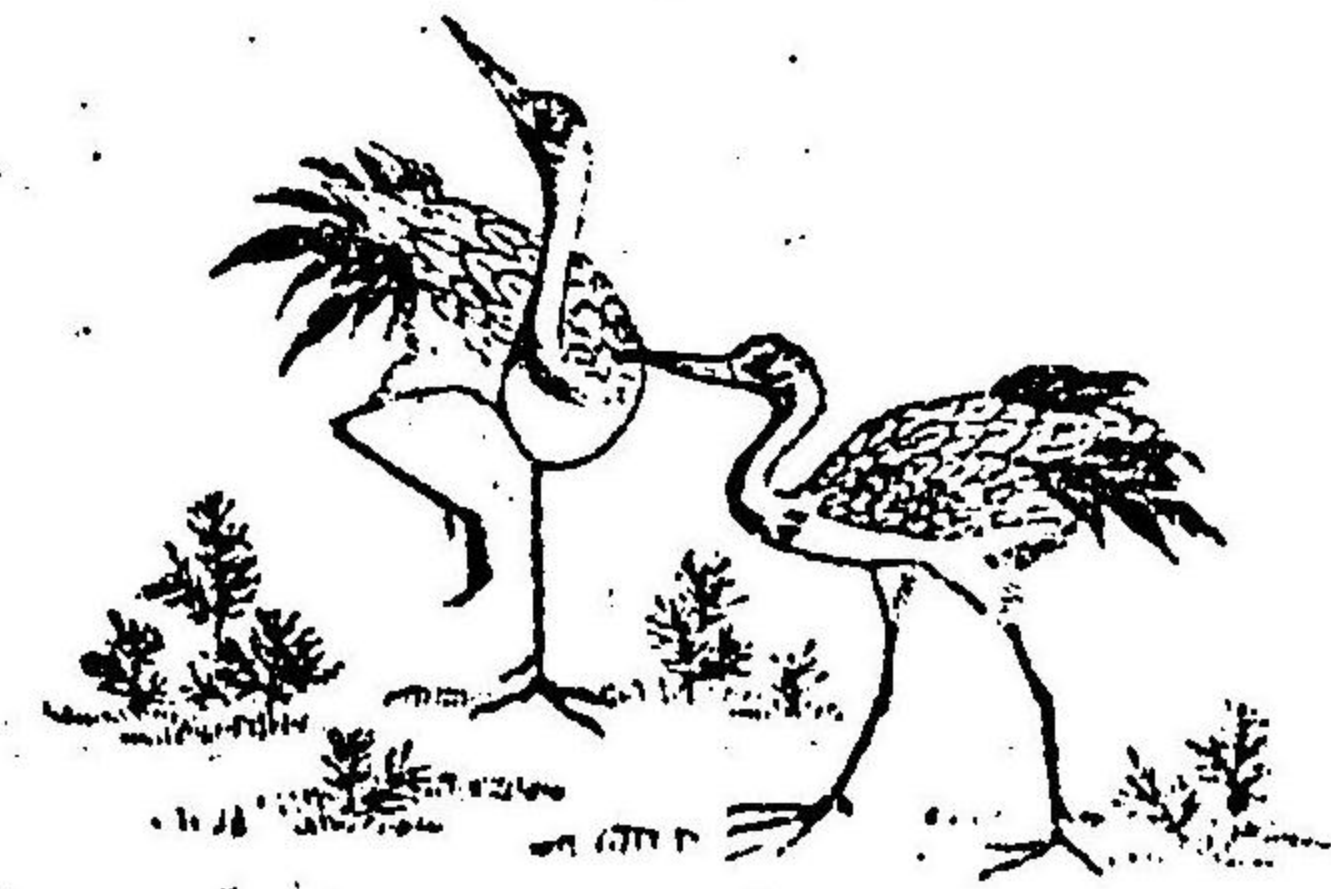
日を慎しむと云へるは洵なりき。固より不比等等王佐の才、輔翼するものこれなきに非ざりしと雖も、女帝天稟の英資あり、壽を問へば、既に人生を超にませり。然れども世の女豪傑が専權の私の如きは、絶えて女帝元明に見ざる所。女帝の思慮は、綴密にましまし、兼ねて淑徳あり、女氣のやさしき、いぢらしきも、亦有し給ひき。和銅二年蝦夷征討の大詔煥發するや、六軍兵を練り、聲帳裏に聞ゆ。女帝悵然として詠じ給はく、

ますらをの、鞞の音すなり、ものゝふの、  
ねほまつつぎみ、楯立つらしも。

女常の皇姉御名部皇女側にありて、之に和して歌ひ給はく、

わが大君物な思ほし、すめかみの、  
つぎてたまへる、われなけなくに、

是に至ればしかすがに、女性にてましませり。然れども女帝の勵精なる、史上に特筆すべき記事としては、奈良遷都の他に、和銅開珍の鑄造あり、風土記の編述あり。和銅四年七月には、律令の施行弛みたるを嚴にし、同十月には、蓄錢を獎勵し、同六年十月には、諸寺の田野を占領することの多きを停め、靈龜元年五月には、諸國の朝集使を戒飭し、尋て國司等の怠緩を咎責す。位にあること九年、太子猶幼なるを以て、皇女氷高内親王に譲り給ふ。日本根子高瑞淨足姫天皇、諡して元正天皇と申すは、即ち此皇女にてましましき。



第二章 ゆかりの紫

女帝元正の立ち給ふや、聖壽既に三十五。女性としては、寧ろ盛期を過ぎて、思慮の定りし、じみとなれる頃なり。史に云ふ、天皇神識沈深にして、言必ず典禮ありと。母皇の淑徳ありて、兼て才資ありたるは、又新帝も受けつぎ給ひしなるべし。然れども先帝と云ひ、今帝と云ひ、俱に女性にてましませり。如何に女性は、伶俐なりと雖も、治者としては、幾多の弱點を有す。神功の傑、エリサベスの才は、姑く置き、クインビクトリアの治世は、政體上却て好結果を擧げたりと雖も、クレチパトラの如き、即天武氏の如き、一代の傑物と雖も、猶女賢うして、牛賣り損ふの誹を免れず。我皇室典範は、皇后皇女の攝政を承認すと雖も、女帝

なるものを認めざるに非ずや。元明元正の二女皇。淑徳ましまし、才器ありと雖も、若し下に私意を挟み、大權を擅にせんとするの宰相其人あらんには、又敢て難きに非ざりしならんか。殷鑑遠きを求むるを要せず。近く奈良朝の女帝稱徳にあり。然れども幸にして元明元正の朝には斯る不持なる者を出さざりき。女帝元正即位するの歲、知太政官事穗積親王は薨ぜり。左大臣の石上にして、右大臣の藤原不比等なるは舊の如し。然れども石上麿は既に七十有六の高齡にして、其後二年靈龜三年を以て薨せり。されば内外の依て以て重しとなすは、右大臣不比等にして、元正即位の歲には、彼れ齡五十有七。國家の鼎たりき。而して不比等の下に在ては中納言に、粟田真人あり。阿倍比羅の夫子と聞ゆる阿倍宿奈麿あり。物部尾與四世の孫と稱す。

勢麿あり。而して此に注意すべきは、非參議式部卿長屋王あることなり。長屋王は帝天武の孫にして、持統朝の太政大臣一品高市親王の第一子なり。而して其母は帝天智の皇女なれば、母系に於ても亦誇るに足るべし。況や其人たる才秀て、器あり。女帝元明の和銅二年に非參議となり、宮内卿に任せられ、翌年式部卿に遷りてより、爾來此官にあり。元正即位の歲には、齡恰も三十有三。人生有爲の秋に際せり。其後久しからずして、養老二年には、大納言となり、直に不比等の次位にあり。養老四年不比等の薨ずるや、翌年王代て其地位に陞りぬ。

長屋王のことは後年の觀染のみ。翻て宰相不比等を觀るに、彼は中興の功臣藤原鎌足の第二子として、既に先天的に出世の要素を有せり。但し大鏡に云ふ所の、右大臣不比等のねと、

は、實は天智天皇の御子なり。されど鎌足の大臣の二郎となり給へり。この不比等の大臣。御名の文字よりはじめて、なべてならざればはしましけり。ならびひとしからずとつけられ給へる名こそ、この文字は侍りける。とある落胤説は、此事必ずしも無きを保すべからずと雖も、輕々しくは信じ難し。抑も不比等出身の次第を一瞥せんに、帝天武が英邁なる、壬申の亂を機として一大鐵案を下して政を親らにす。持統、巾幗婦人を以てこれに繼ぐや、天武の三子高市皇子、太政大臣となりしも同朝の十年を以て薨じ給へり。右大臣には、多治比真人あり。宣化天皇の曾孫にして多治比王の子なれども、唯名家と云ふに止りたるが如し。中納言には、持統の伊勢行幸を諫め、其農時を妨ぐ事を進言して聽かれざりしも、一の硬骨漢なりし大神高市麿あり。



天國持院壇戒寺大東

同官には其後大寶元年右大臣となり、大寶三年まで其職にありたる阿倍御主人あり。狀貌魁梧器宇峻遠と稱せられたる大津皇子は、其血氣にはやりたるに乘じ、人の爲に誤られ、春秋僅に二十四にして一篇の絶命詞

金烏臨西舍 鼓聲催短命 泉路無賓主 此夕誰家向  
を殘して、持統朝の初に死を賜はりたり。御姉大來皇女の挽歌  
うつそみの、人なるわれや。あすよりは、

かたかみ山を、いもせとわか見む。  
いその上に、たかるあしびを、手折らめど、

みすべき君か、ありといはななくに。  
を誦すれば千載の下、猶此才子が才の爲に身を誤りたるを痛  
まざんばあらず。

帝天武の皇子、其俊才なるものは多く、天折し、壬申の功臣、歳と  
與に凋落せんとす。新進の才物は、穎脱し得べき秋なり。持統朝  
に於ける不比等は、未だ好地位に陞らざりしと雖も、器宇固よ  
り凡に非ず。既に衆に抜きん出んとするものあり。彼は文辭あ  
り。懷風藻に詩五首を載す。其元日應詔の詩に云ふ、

正朝觀萬國 元日臨兆民 有政敷立造 撫機御紫宸  
年花已非故 淑氣亦維新 鮮雲秀五彩 麗景耀三春  
濟々周行士 穆々我朝人 感德遊天澤 飲和惟聖塵  
と。又春日侍宴應詔の詩に云ふ、

淑氣光天下 薰風扇海濱 春日歡春鳥 蘭生折蘭人  
鹽梅道尚故 文酒事猶新 隱逸去幽藪 沒賢陪紫宸  
と。堂々として宰相の詩なり。臺閣文辭としては立派なるもの

なり彼の態度は沈重にして宰相の器なりき才子に非ず策士に非ず豪傑に非ず英雄に非ずして一國宰相として適當なる人の如かりき彼は他の平凡なる堂上人と翺翔するものに非ず既に群に抜きて器の用ふべきを示せり名門の後として宰相の器として彼は自から人物なき當時に用ひられざるを得ざりき往年某史家が不比等の出世を以て其妻三千代の功に歸したるは創見なりと雖も彼の門閥と彼の才器と加ふるに當時人才の拂底は優に彼をして後年宰相たらしむるに足れり三千代の内助も少からざりしなるべし然れども功を以て盡く三代にのみ歸するは不比等の爲に一片氣の毒の念に堪へざるなり。

帝文武は御歳十五を以て位に即き給へり即位の同月不比

等の女宮子<sup>ミヤコイラツメ</sup>娘を以て夫人となす是れ藤原氏に取りて最も紀念とすべき大事件なり是時に當て不比等は未だ高官にあらず然れども思ふに彼の名門なると其漸く群臣中に頭角嶄然たるものと加ふるに三千代の内援とは此榮譽ある後世專權の一原因とも見るべき納妃を得たりしなるべし藤原氏は一躍して外戚となれり大寶元年三月不比等は中納言となり日ならずして大納言となれり扶桑略記に中納言に任じ即日大納言に任ずとあるも公卿補任に據れば三月十九日中納言に任ぜられ同二十一日大納言に昇任したるなり但し僅に一日を隔て陞りたるものは中納言の官を停めたるに依るされば獨り不比等のみならず石上麿も紀麿も三月十九日中納言に任ぜられ二十一日大納言に陞任せられたり強ち不比等獨り

異數なるに非ず。夫人藤原氏が皇子(聖武)を生みませるは、同じく大寶元年なり。但し三月以前なりしや否を知らずたゞ不比等の大納言に陞任したるは事皇子の誕生と密接の關係ありと斷ずるは其説妙なるが如くなれども事實とは遠き感あり。獨り不比等をのみ擧ぐる能はず故に伴食として石上麿と紀麿をも併せ擧げたりとすれば不比等の權謀三千代の大略頗る面白けれども是も買ひ被の臆測なり。不比等の立身には外戚たるが故にどの分子も少からざりしなるべけれど不比等は外戚一點張の器量なき男にあらず其出世に遲速こそありつれ寵遇恩賜の點は別物なれども其家門と力量とを以て人物拂底の當世に處せば宰相たることは殆ど求めずして得らるべし。之に加ふるに外戚なる有力の點あり。更に翼を生じ

たるが如し彼が二朝の舅となり後代繁榮の源を開きたるは、全く是に依れりたゞるれ大納言昇任を以て全く皇子誕生の故となすは恐くは速斷の弊あらんか。

不比等は刑部親王を總裁となし勅命を奉じて下毛野古麿伊吉博徳伊余部馬養等と律令を選定したりしが大寶元年八月三日成れり。大寶の律令是れなり。大寶二年には阿倍御主人右大臣となり同三年には帝天武の第九子なる刑部親王知太政官事たり。阿倍御主人此歲閏四月を以て薨ず。後世陰陽道に於て著名なる安倍氏は是より出づ。翌慶雲元年には石上麿右大臣たり。刑部親王知太政官事たる舊の如し。慶雲二年には右大臣舊の如く刑部親王は五月薨じたるを以て穗積親王代て知太政官事となる。斯くの如くにして文武を終るまで不比等

は官に大納言にありき。然れども此間の彼は外戚の力を以て六主を輔け、其器量に依て献替する所少からず、内外倚て以て重しとなす。慶雲四年四月詔を下して之れを勞し、食封五千戸を賜はるの命ありたるを見れば、帝文武の寵遇淺からざりしは知るべきに非ずや。不比等の謙なる二千戸を受けて他は辭せりと雖も、彼は明に當時第一の羽振のよき腕利きの閣員なりき。元明、元正二帝は、女性にましませば、彼を信ずること篤く、政務一に彼に諮詢ありたるなるべし。元明の朝には彼れ右大臣たり。宰相となりて事を執り、女主を翼けて紀綱を伸張したるを見れば、洵に彼の勞を多となさざるべからず。而して彼は能く謙に能く抑ゆ。是を以て怨府たらず、嫉妬するものなく、獨り榮譽を一身に荷ひたりしのみならず、後世子孫の繁榮

を成したるもの全く彼の宰相の器あり、實ありて、而して其職に在て自ら抑損したるに據らざるばあらず、

然れども彼は又藤原氏の爲に自家の爲に忠なるを忘れざりき。彼は其根據を内に固くするを力めぬ。和銅七年六月、不比等の女宮子娘生む所の皇子豊櫻彦親王の立て儲貳となるや、不比等は宮子娘及び三千代の力を用ひて宮子娘の妹光明子を納れて妃となせり。時に皇太子は年十四にして、妃は十六なりき。皇太子後立て天皇となる。帝聖武是れなり。されば聖武は其姨を以て夫人とはなし給ひしなり。是れ固より上つ御代に在りては、敢て奇とすべき例にもあらず。既に鶺鴒草葺不合尊は、其姨玉依媛にみ合ひまして生みませる御子は、即ち帝神武なり。日子坐王は其母の妹袁祁都比賣に婚し、若野毛二俣王は

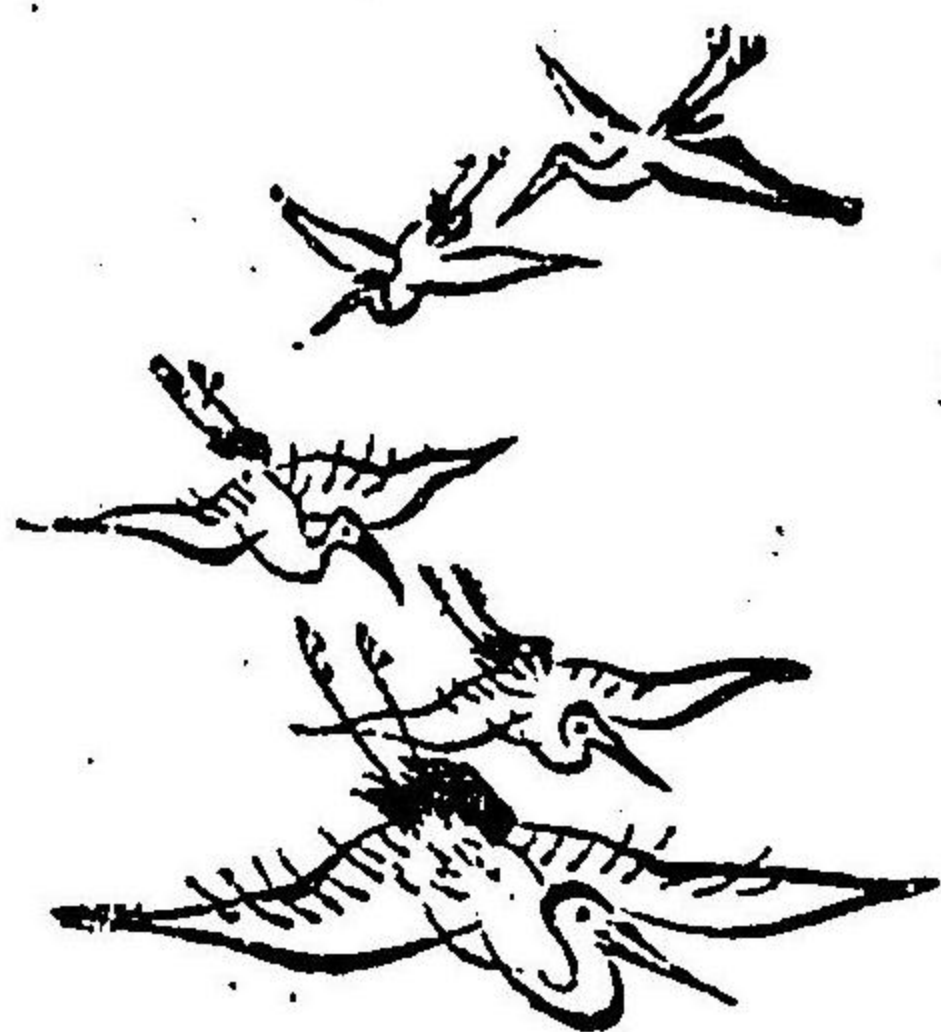


其母妹百師子伊呂辨を配となせり。然れども既に一たび帝文武に於て外戚政略を施して成功したる不比等は獨り帝聖武の舅たるのみを以て足れりとなさず。更に其母の妹を納れて外戚の縁を固めぬ。實にや、不比等は後宮の勢力を假り、其女主なるを機として、甚だしき無理も融通をつけたりしなり。不比等は自家繁榮の爲に外戚政略を行ひたりと雖も、決して女主を奇貨とし、之を挾て專權をするが如き不心得の大臣にてはあらざりき。其愼み深き、其着實なる、二女主を奉じて諄々として天下太平の策を講じ、其實蹟を擧げたり。されば元明、元正二女皇の間は國ゆたかに民治まり、後年天平の隆昌時代の漸を作り、養老四年には舍人親王奉勅修史の實を擧げたることさへにありき。されば右大臣正二位藤原朝臣不比等の權

威も日に加はり、中外の望も重く、養老二年には、太政大臣の命さへにありたるも、彼が謙なる、固より大友高市二皇子の外、臣下の就任したることなかりし、斯る高官には敢て就かざりき。然れども養老四年三月には授刀資人<sup>タチハキ、ツカサヒト</sup>三十人を加へられ、同八月其病に臥すや、勅して度者三十人を賜ひ、大赦の令を發せられ、都下の四十八寺をして一日一夜薬師經を讀ましめ、官戸十一人を免して良となし、奴婢十人を除て官戸に従はしめたるも、寄る年波と病には打勝ち得ずして、同月三日齡六十二を以て薨ぜり。天皇深く悼惜し給ひ、之が爲に廢朝あり。特に詔して弔賻の禮群臣と異り、十月太政大臣正一位を贈り、溢して文忠公と曰ふ。後廢帝の天平寶字四年八月、近江十二郡を追贈せられ、淡海公となす。餘榮ありと云ふべきなり。

帝文武の皇子總べて十人。草壁は朱鳥四年を以て薨じ、大津は朱鳥元年を以て死を賜ひ、長は靈龜元年を以て薨じ、穗積も同年を以て薨じ、弓削は文武朝の二年を以て薨じ、高市は持統朝の十年を以て薨じ、刑部は慶雲元年を以て薨じたれば、今や残る所は、舍人と新田部の二親王あるのみ。磯城皇子薨去の歳は詳ならねど、元正の朝にはいまさゝりしが如し。舍人親王は學者にてましまし、新田部親王は英邁の聲譽を聽かず。然れども不比等薨するの翌日、詔して、舍人親王を知太政官事となし、新田部親王を知五衛及授刀舍人事となし給ひぬ。是時に當て不比等の第二子武智麿は猶非參議たり。第二子房前は參議たり。宇合及び麿は未だ顯れず。當時武智麿齡四十一、房前は四十。其齡と其官位とを見れば、其父不比等の當時と異らずと雖も

要するに猶未だ政治上樞要の地位にあらざ、獨り英邁長屋王の大納言として不比等の次位にあるあり。不比等薨去の後、政權親王に歸すべきの傾向は即ちありき。



第三章 唐 朝 風

和銅三年奈良遷都の歳は、支那に於いて唐の睿宗の景雲元年に當る。是歳六月、中宗の皇后章氏亂を謀り、中宗を神龍殿に弑す。臨淄王隆基、羽林の豪傑と結て兵を玄武門に勒し、章后及び其同謀の女安樂主公を殺し、其父相王且を位に即かしむ。睿宗是れなり。隆基つぎ立て、開元と改元し、京畿の縣令を戒飭し、武を驪山に講じ、群臣の請に應じて開元神武皇帝の加號を受けたるは、實に和銅六年に當り、恰も諸國に命じて風土記を作らしめたる歳なりとす。隆基は即ち唐の玄宗皇帝にして、開元は唐朝の隆盛其絶源に上りたる時なりき。

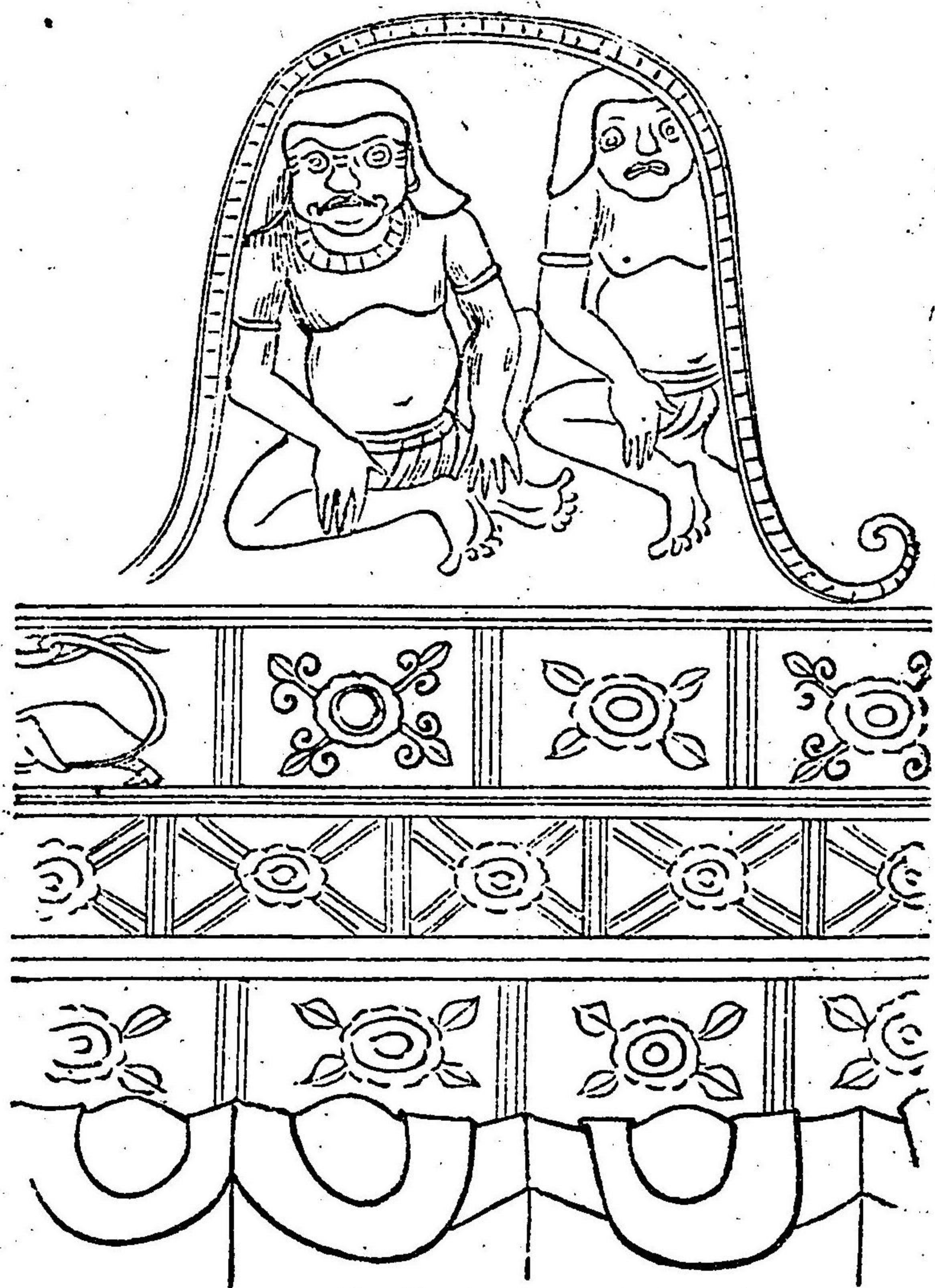
玄宗の初世は紀綱張り、政治舉り、府庫充實となりたる時代

なりき。而して其一たび弛まんとするや、文華斐然として章を  
 なし、文學に工藝に、風俗に、前代見るべからざるの高潮に達し  
 き。開元二年には、僧尼萬二千餘人を沙汰し、珠玉錦繡を殿前に  
 焚き、兩京の織錦坊を罷め、興慶宮を造りて、其南樓を勤政務本  
 と扁し、民間の訛言を聽て、後宮無用のものを其家に載せ還し  
 諸州に勅して常平倉法を修めしめ、三年には、侍讀官を置て待  
 つに師傅の禮を以てし、四年には、百官各其職に稱ひ刑賞私な  
 しと謳はれたる宋璟を擧げて黃門監となし、五年には、宋璟貞  
 觀の政に復さんと欲して史官をして宰相に隨ひて入て群臣  
 伏に對して事を奏するに侍せしめ、詔して逸書を訪はしめて、  
 凡そ四万八千卷を獲、六年には、惡錢を禁じ、州縣をして歲の十  
 二月に郷飲酒禮を行はしめ、七年には、日食に遇ひ、素服以て變

を俟ち、樂を徹し、膳を減じ、八年には、漚穀溢れ、九年には、新曆及  
 び黃道遊儀を造り、十年には、朔方節度使を置き、十一年には麗  
 正書院を置て文學の士を置けり。一方には、斯くの如く、政治に  
 鋭なりしと雖も、他方に於ては後年驕奢弊政の源を開けり。開  
 元二年には、左右の教坊を置きて梨園の弟子を養ひ、十年には  
 兵を募りて宿衛に充て後日兵農の分離を胚胎せり。泰日と與  
 に極まらんとし、唐朝の文物將に前後に絶せんとす。開元十二  
 年は即ち聖武天皇の即位元年にして、奈良朝の千紫万紅は是  
 に至りて盡く發せんとすなり。

女帝推古の十五年、小野臣妹子を隋に遣はしてより、政府と  
 政府との交際は通ぜられき。然れども支那政府は固より對等  
 の交際とは認めず、倭人朝貢とこそは信じつるなれ。其の後同

帝の二十二年、犬上の御田、鉞等を隋に遣はしたることあり。帝孝徳の白雉四年、小山上吉士長丹ナガニを大使となし、小乙上吉士駒を副使となし、學問僧道嚴、道通、道光、惠施、覺勝、辨正、惠照、僧忍、知聰、道昭、定惠、不比等の兄、安達、道觀、學生巨勢、臣藥、氷連、老人等百二十一人一艘の船に乗じ、大使大山下高田首根麻呂、副使小乙上掃守連小麻呂、學問僧道福、義向等百二十一人他の一艘の船に乗じて發す。高田首根麻呂等の乗船、薩摩の竹島の門に至りて沈没せり。造船術も幼けなきに、八重の潮路を事ともせずして、支那大陸に交通することの難かりしことよ。されば支那にて、若くは路にして、空しく故郷を悵望して死せしもの豈一の安倍仲麻呂のみならんや。遣唐押使高向玄理も、學問僧惠妙も、覺勝も、支那に於て死し、學問僧知聰も、知國も、義通も海上に



藥師寺本尊臺座

死しき。女帝齊明の五年、小錦下坂合郡連石布、大仙下津守連吉祥を唐に遣したることあり。七月三日船を難波三津の浦に發し、八月十一日、筑紫大津の浦を解纜し、九月十三日、百濟の南なる一島に着し、十四日、二船舳舻相啣て海に浮ぶ。翌十五日の夕、石布連の船風濤に遇ひて南海の島に漂よひ到り、島人の襲ひ殺す所となる。舟中の人五人僅に島人の船を盗み、逃れて括州に至り、州縣の官人の爲に送られて洛陽に到る。而して吉祥連の船は十六日の夜半越州の會稽縣の須岸山に到るに、東北風甚だしきを以て二十三日行て餘姚縣に至り、船及び調度の物を留めて、閏十月一日、越州の府に到り、十月十五日、驛に乗じて入京し、二十九日東京に到着きにける。渡唐はまことに行路難なりけり。山上億良嘗て使して唐にあり、望郷の念に堪へずし

て、歌て曰く、

いざこどもはやもやまとへ、大伴の、

御津の濱松、待ちこひぬらむ。

禱る所は神なり、佛なり、波禱萬重の險は偏に他力を頼まざるを得ず。

海神の、何れの神を、いはくばか。

往くさもくさも、舟の早けむ。

天平勝寶二年藤原清河の將に唐に赴かんとするや、太后藤原氏之を祝ひ給ひて曰く、

大船にまかぢしつぬき、この吾子を、

からくにへやる、祝へ神たち。

大使清河答へまうさく、

春日野に、いつくみむろの梅の花、

榮はてありまて、かへりくるまで、

其饑別の宴に歌うて悲むものあり。

天雲の、ゆきかへりなん、ものゆゑに、

思ひろわがする、別れ悲み。

又歌ふものあり。

住の江に、いつくはふりが、神ごとく、

ゆきともくとも、船は早けむ。

然れども清河は唐に在ること十餘年、再び故國の梅花を見るを得せずして唐に没せり。此恨何の世にか絶はん。さればこそ清河も其發するの期近きては、

あらたまの、年の緒長く我がもへる、

兒等に戀ふべき、月近きぬ。

と嘆き、阿倍老人は其母と訣別を悲ては、

天雲の、そきへのきはみ、我がもへる、

君に別れん、日近くなりぬ。

と嗟く。愛兒の將に發せんとするや、慈母歌を以て其祖道を饑するものあり。

秋萩を、妻問ふ鹿こそ、一つ子二つ子、もたりと云へ、鹿ニじもの吾かひとり子の、草枕旅にし往けば、だかだまを、しゝにぬきたれ、いはひべに、ゆふとりして、いはひつゝ、我が思ふあこまさきくありこそ。

反歌

旅人の、宿りせんぬに、霜ふらば、

我が子はぐしめ、天の鶴むら。

(此歌宿りせん野にとあり。少しく航海の歌に適はずと雖も、暫く萬葉の題に従うて遣唐時の歌となす。)

眞に是れ生別死別を兼ねるの訣別なりしなり。

王維嘗て安倍仲麿の日本に還るを送るの詩あり云ふ、

積水不可極 安知滄海東 九州何處遠 萬里如乘空

向國唯看日 歸帆但信風 鰲身映天黑 魚眼射波紅

鄉樹扶桑外 主人孤島中 別離方異域 音信若爲通

渡海難はこれありとても、望郷の憂はこれありとても、積水極むべからず、九州何の處に遠きの感ありとても、屢ば再び故郷を見ざるの悲運ありしとても、歷朝使節を支那に派して貿易し、其の文化を吸収し、僧侶學生の才俊なるものは新知識を

得んが爲に一身を賭して使節に隨伴せり。帝文武の大寶元年には、粟田真人を遣唐執節使となし、高橋笠間を大使に、坂合部大分オホイタを副使に命せり。山上憶良の入唐も是時にあり。唐人日本を賞して君子國と云ひ、使節の儀容大に淨しと歎稱したりと傳ふるも、是時なり。女帝元正の靈龜二年には、多治比縣守を遣唐押使となし、阿倍安麿を大使に、藤原馬養を副使となす。其歸朝の時、此度の使人略々闕亡なしとて奇とせられぬ。

獨り我邦人の入て彼が文物に接して之を齎らし歸りたるのみならず、唐人の來朝もあり、唐僧の渡來布教するものもあり。今や玄宗が開元の治に在て文華彬々たるものに接して、歸り若くは來て我が社會萬般のを見れば、其幼稚なるに慨せずんばならず。是に至て新知識連の歸朝するや、其唐通を振り



廻し其顯職に上るに及び盛に唐風を輸入しければ上古大和朝廷の質朴は茲に其風を拂て唐くさきものとはなりき大化の改革も其結果なり律令の制定も其結果なり官位の設定も其結果なり朝廷の莊嚴も其結果なり社會のあらゆる方面に向て支那文化の勢力は影響せざる所なかりき而して其如何に影響したるやは下文處々に於て之を説くべし。

第四章 月の満虧

女帝元正は在位九年にして、養老八年改元して神龜元年二月朔位を皇太子に譲り給ふ。太子時に年二十四。親ら政を執るに足るべきの齡なり。太子立てり。後諡して聖武と申すは此君の事なり。實にや帝聖武は累世の富を承けて、太平馴致の世に、九五の位を蹈み給へるなり。

是時に當て舍人親王は知太政官事にして、長屋王は右大臣(養老六年陞任)より進て左大臣たり。王時に年四十一。而して舍人親王は四十八なりとす。

長屋王は高市親王の第一子にして、高市親王は草壁親王の薨後立て太子たり。持統紀に十年七月庚戌後皇子尊薨とある

を見て證とすべきなり。親王が大友皇子以後の太政大臣に任  
せられたるも、亦要するに太子たるか故なるべし。されば高市  
と長屋との關係は、恰も草壁と帝文武とに似たり。高市にして  
皇位に即かんには、固より長屋は太子たるべきなり。帝文武に  
して皇嗣なくんば、長屋は太子たり得べき資格あるなり。然れ  
ども高市は皇位を履まず。帝文武には皇嗣聖武の坐ませるあ  
り。長屋は更に繼承の權利なく資格なし。彼は人臣として、帝聖  
武を輔佐すること。周召の如くならざるべからず。

帝室は固より長屋王を待つに厚かりき。女帝元正は嘗て舍  
人新田部二親王を優待するの詔を發したまはく、舍人新田部  
親王は百世松桂の本枝にして、昭穆にかなひ、萬雉城石の維磐  
にして、國家に重せらる。今二親王は宗室の年長、朕に在ては既

に重し。實に褒賞を加へて、深く旌異すべしと。乃ち厚く賞する  
所ありき。二親王が宗室の年長として、皇室の尊重を受けたる  
は、固より其分あり。然れども二親王は長屋王の伯父にこそあ  
れ。其格式より云へば、王は却て二親王の右に出づべし。加ふる  
に王の室吉備内親王は太子草壁の女なり。王は孰れより見る  
も、帝室の優待を受けざるべからず。而して其器局を云へば、二  
親王は到底王に輸せざるべからず。其政治的力量を云へば、二  
親王は遙に王の後塵を拜せざるべからず。王は英邁の人なり、  
才識衆に抜きん出、威望能く上下に及ぶ。されば太上天皇元明  
の不豫なりしや、藤原房前と親しく臥内に召し入れられて後  
事をも依托せられたりき。且つ王は又文辭に富むこと、猶大友  
大津河島の諸皇子の如し。懷風藻に詩三首を載す。其元日宴應

詔に云ふ。

年光泛<sub>二</sub>仙荷<sub>一</sub> 月色照<sub>二</sub>上春<sub>一</sub> 玄圃梅已故 紫庭桃欲<sub>レ</sub>新

柳絲入<sub>二</sub>歌曲<sub>一</sub> 蘭香染<sub>二</sub>舞巾<sub>一</sub> 於焉三元節 共悅望雲仁

其於<sub>二</sub>寶宅<sub>一</sub>宴<sub>二</sub>新羅客<sub>一</sub>一首賦得<sub>二</sub>烟字<sub>一</sub>に云ふ。

高晏開<sub>二</sub>遠照<sub>一</sub> 遙嶺靄<sub>二</sub>浮煙<sub>一</sub> 有<sub>レ</sub>愛<sub>二</sub>金蘭賞<sub>一</sub> 無<sub>レ</sub>疲<sub>二</sub>風月筵<sub>一</sub>

桂山餘<sub>二</sub>景下<sub>一</sub> 菊浦落<sub>二</sub>霞鮮<sub>一</sub> 莫<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>滄波隔<sub>一</sub> 長爲<sub>二</sub>壯思篇<sub>一</sub>

其初春於<sub>二</sub>作寶樓<sub>一</sub>置酒に云ふ

景麗金谷室 年開積草春 松烟双吐翠 櫻柳分含<sub>レ</sub>新

嶺高關<sub>二</sub>雲路<sub>一</sub> 魚驚亂<sub>二</sub>藻濱<sub>一</sub> 激泉移<sub>二</sub>舞袖<sub>一</sub> 流聲韻<sub>二</sub>松筠<sub>一</sub>

懷風藻を案ずるに、秋日長王宅に於て新羅の客を宴すと題

したる詩には、大學頭從五位下山田史の作あり。從五位下大學

助背奈王行文の作あり。皇太子學士正六位上調忌寸古麻呂の

作あり。正六位上刀利宣令の作あり。大學助教從五位下下毛野

朝臣忠麻呂の作あり。從三位中約言兼權造長官安倍朝臣廣庭

の作あり。正六位上但馬守百濟公和麻呂の作あり。正五位下圖

書頭吉田連宣の作あり。藤原房前の作あり。其他初春若くは晚

秋に長王の宅に宴してと題する詩も少からず。治部卿境部王、

從五位下備前守田中朝臣淨足、百濟公和麻呂、外從五位下大學

頭箭集宿禰虫麻呂、從五位下陰陽頭兼皇后宮亮大津連首藤原

宇合等の作あり。山田史の詩の序には、君王以<sub>二</sub>敬愛之冲衿<sub>一</sub>、廣

關<sub>二</sub>琴罽之賞<sub>一</sub>とあり。調古麻呂の詠には、人含<sub>二</sub>大王德<sub>一</sub>、地若<sub>二</sub>小山

基<sub>一</sub>とあり。田中淨足の句には、君侯愛<sub>レ</sub>客日、霞色泛<sub>二</sub>鸞觴<sub>一</sub>とあり。大

津首の詩には、飽<sub>レ</sub>徳良爲<sub>レ</sub>醉、傳<sub>レ</sub>蓋莫<sub>二</sub>遲々<sub>一</sub>とあり。藤原宇合の吟

には、遊遊已得<sub>レ</sub>攀<sub>二</sub>龍鳳<sub>一</sub>、大隱何用<sub>レ</sub>覓<sub>二</sub>仙場<sub>一</sub>とあり。萬葉にも山上

憶良長屋王宅に於ての七夕歌を載せたり。長屋王は能く客を愛し、文墨あるもの才俊なるものと、文酒相徴逐し、當時社交上の中心を形づくりしなり。

長屋王は獨り漢詩に於てのみならず、又歌をも善くしぬ。但し萬葉に載するもの數首あるのみ。其吉野の詠に云ふ、

宇治間山朝風寒し。旅にして、

衣かすべき妹もあらなくに、

又故郷歌に云ふ、

吾がせこが古家の里の明日香には、

千鳥なくなり。君待ちかねて、

又秋葉を惜むの歌に云ふ、

うまさけを三輪のはふりか山照らす、

秋のもみぢば、散らまく惜しむ。

帝聖武即位の歲、神龜元年には、長屋王の下に大納言多治比池守あり。中納言巨勢祖父、大伴旅人あり。但し祖父は同年六月五日を以て薨じぬ。而して中納言藤原武智磨、參議藤原房前同阿倍廣庭あり。多治比池守は持統文武の朝に左右大臣の二官に歷仕したりし多治比島の子にして、大納言の官を以て天平二年薨せり。其齡は明ならずと雖も、神龜二年靈壽杖を賜ひしことあり。其弟多治比縣守は神龜六年に齡六十二なれば、池守も聖武即位の頃は既に頽齡なりしなるべし。大伴旅人は文武の達人。武將としては征隼人持節大將軍たり。文人としては萬葉に幾多の名什を遺す。奈良平安兩朝の間に跨りて名將たり。歌人たりし大伴家持は實に旅人の子にして、父子兩世俱に文

武に長ず。武智磨は時に四十五、房前は四十四にして、彼等は不比等の子として、異日乃父の志を継ぎ、及父の官職に陞り、藤原氏の權力を固めんことは、固より其素志なり。彼等は皇太後の兄弟にして、又皇后の兄なり。其母橘宿禰三千代は後宮に於ける權威少からずして、現に正三位たり。後日三千代の先夫の子なる葛城王（後改めて橘諸兄と云ふ）が上表して、葛城の親母、贈従一位縣犬養橘宿禰は、上、淨御原の朝廷を歴下、藤原の大宮に逮ひ、君に事へて命を致し、孝を移して忠となす、夙夜勞を忘れ、累代力を竭せりと云へるは、即ち此三千代のことなり。君に事へて忠をも致したるなるべけれど、同時に藤原氏の爲にも甚だ力を竭したる人なり。されば武智磨房前等にも、三千代にも、換言すれば、藤原氏の爲に眼上の瘤なりしは、敏腕に、權勢あり

て朝廷の貴戚なりし長屋王なりき。長屋王を排せずんば、外戚たるの功も、將た何かあらん。

長屋王も固よりさるものなり。根抵固く地盤動きなき藤原氏を、苜るは、容易に行はるべくもあらず。されば藤原氏の機嫌を取るは、自家の爲に便ならずとせず。又藤原氏をして安堵せしめ、油斷せしむることを得べし。是に於てか、帝聖武即位の翌月上奏して曰く、伏して二月四日の勅を見るに、藤原の夫人を天下皆大夫人と稱す。臣等謹て公式令を檢するに、皇太夫人と云へり、勅號に依らんと欲する時は、應に皇の字を失すべし。全の交を須ひんと欲すれば、恐くは違勅とならん。定むる所を知らず。伏して進止を聽かむと。詔して曰く、文には則ち皇太夫人して、語には則ち大御祖とし、先勅を追収して、後號を頒ち下す

べしと然れども藤原氏は斯る手段にて籠絡され得べきに非  
 ず。長屋王たるもの又危からずや。

既にして神龜四年閏九月藤原光明子は皇子を誕せり。天下  
 は手を額にして之を慶せり。而かも藤原氏一族の歡喜雀躍に  
 若かさるなり。斯くて天下大辟罪以下は許され百官人等に物  
 を賜ひ天下の皇子と同日に産れたるものには布一端綿二屯  
 稻二十束を賜ひ王臣以下左右大臣の舍人兵衛授刀舍人中宮  
 舍人雜工舍人太政大臣家資人女孺に至るまで祿を賜ひ十一  
 月には文武百僚已下使部に至るまで朝堂に於て宴を賜ひ五  
 位己上に綿を賜ひ立皇太子の詔を發し給ひ藤原夫人光明子  
 には食封一千戸を賜はりぬ。然れども修短命あり斯くも目出  
 度かりし皇太子も翌年九月薨じ給へり。至尊の御歎きは申す



佛光月寺師藥

に及ばず億兆の悲もさる事ながら、わけて藤原氏に取りては、  
由々しき一大事とぞ覺ゆし。

皇太子薨じて未だ半歳ならず。天平元年春二月十日、左京の  
從七位人下漆部造君足、无位中臣宮處、連東人等密に告訴して  
曰く、左大臣正二位長屋王私に左道を學びて國家を傾けんと  
欲すとす。はや事すと即夜使をして三關を固めしめ、式部卿藤  
原宇合其他をして六衛の兵を將ゐて長屋王の宅を圍ましめ、  
翌日一品舍人親王、新田部親王、多治比真守、藤原武智麻呂、小野  
牛養、巨勢宿奈麻呂等をして長屋王の宅に就て其罪を窮問せ  
しめ、翌十二日王をして自盡せしむ。其室二品吉備内親王、男從  
四位下膳夫王、无位桑田王、葛木王、鈞取王等も亦同じく縊れぬ。  
因て勅して曰く、左大臣正二位長屋王は忍戾昏凶、途に觸れて

則ち著る。慝を盡し、奸を窮めて頓に疎綱に陥れり。奸黨を芟夷  
し、賊惡を除滅せん。宜しく國司衆あらしむる勿れと。下毛野宿  
奈麻呂等七人は長屋王と交通せるに坐して流に處せられ、長  
屋王の弟從四位上鈴鹿王は赦され、告訴人は厚く賞せられ  
ぬ。

長屋王は果して其罪ありて刑せられたるか。是れ奈良朝史  
に於ける疑問の一なり。然れども疑もなく、冤罪なり。藤原氏の  
構陷其圖に中りたるなり。而して其近因は實に皇太子の薨去  
にあり。皇太子の薨去は藤原一族をして失望せしめ、血迷はし  
め、長屋王排斥の好機なりとす。至尊の憂愁に乗じ、急に一舉し  
て之を行ひて其功を奏したるなり。思ふに左道を學びて國家  
を傾くとは皇太子を呪咀して天折せしめたるなりとの意な

るべし。王の策を圍みたるは藤原氏なり。急に王の第に就て窮問したるは、舍人親王新田部親王、多治比池守等ありと雖も、是等は一種の傀儡に使用せられたるなり。烟に巻かれて、だしにつかはれたるなり。其主謀の武智麿なるは、云はずもがな。是時に當て、舍人親王新田部親王の一言も救解したるを聞かざれども、舍人は學者、新田部は人よし、俱に時勢に迂濶なりし方々なり。猶想像を逞うすれば、二親王も其年下なる長屋王の羽振りのよきは、生平心に快しとせざりしものあらんか。且つ事倉卒に發して、急に事を片付けたるも、藤原氏の深謀ありし所なるべし。疑もなく、藤原氏は自家の爲に、左大臣長屋王を殺したるなり。世の藤原氏の爲に辯ずるものは、藤原氏を買被りたるの過のみ。

長屋王の變死に就て、扶桑略記は記して曰く、神龜六年己巳二月六日、公家左京の元興寺に於て大法會を修め、三寶を供養す。左大臣正二位長屋親王に勅して、衆僧を供するの司に任ず。時に一沙彌あり、濫に供養の處に就きて、鉢を捧げて飯を受く。親王之を見て、自ら牙笏を以て沙彌の頭を罰す。頭破れて血流る。沙彌頭を摩し、血を捫して哭す。忽ちに觀ゆ、去る所を知らず。道俗老少皆恠みて凶を言ふ。二箇日を逕て、嫉妬人ありて天皇に讒奏す。仍りて左大臣遂に誅殺せらる。元享釋書には二日を経て、或人此事を奏すとあり。如何に帝聖武が佛法好なりとも、堂々たる一國の宰相にして、皇室の戚族なる人を、一沙彌の頭を撃ちたるが爲に誅すとは、あるまじき事なり。或は其忽ちに觀ゆざりしが爲に佛の權化なりと稱して、帝に讒奏し



たるやも知れざれども、是とて薄弱極りたる證據にして、帝聖武が斯くの如き偏言を以て獄を定むることは、斷じてあるまじ。されば此事件は實にありたりとするも、そは、道俗老少皆恠みて凶を言ふの文字によりて、讒語として見るを寧ろ至當なりとすべし。且つ嫉妬人ありて讒奏すとあるに非ずや。從七位下若くは無位の輩が親王にして大臣なる高位の方を嫉妬すればとて、讒奏すればとて、政府豈輕々しく聽かんや。黒幕は他にあるなり。一沙彌事件の如きは、固より何等の痛痒を感せず。其左道を學びて國家を傾くるとの讒言こそ親王を陥るの材料なりけれ。又武智麻呂宇合等の位階卑しかりしとて、同時に當時に於ける藤原氏の勢力を否定せんとするは非なり。長屋王の下に在て大伴旅人を除きては武智麻呂に比敵すべき人

才なし。旅人と武智麻呂は同位なれども、武智麻呂は閥族の長にして、外戚也。思ふに當時長屋王につぎての權勢家なりしならん。後援には後宮の勢力あり。一族固より少からず。舍人新田部二親王多治比池守の如きは其藥籠中の物のみ。長屋王の第に就きて窮治したるものは武智麻呂の他に人ありとて、藤原氏を辨護するには足らざるなり。大伴旅人の如きは固より會せざりしなり。是歲三月四日武智麻呂は旅人を超へて大納言となれり。旅人の勢力の如きは遠く及ばざるなり。

又長屋王の弟鈴鹿王の後年知太政官事となりしを視て、藤原氏の讒搆なきを證せんとするも非なり。國家を危くせんとするものは八虐の第一なり。即ち一に曰く、謀反。謂ふ、國家を危うせんと謀ると。是れなり。賊盜律に云ふ、謀反大逆のものは皆

斬る而して其父子は没官せられ、祖孫は遠流に配せられ、兄弟は遠流に配せられ、家人は没官せられ、資財は没官せられ、田宅も没官せらるゝ等なり。長屋王は其國家を傾くと斷せられたるにも似ず、自盡を命ぜられ、其葬を醜くする勿れと令せられ、昆弟姉妹子孫及び妾等皆赦さる。思ふに其皇室の貴戚なりと云ふよりは、寧ろ事情の確ならざる、また憐むべきを感じ給ひしならん。藤原氏と雖も、未だ長屋王の一族を刈除するが如き意志なし。聰明にして權勢ある長屋王一人を倒せば足れり。其鈴鹿王を立て、知太政官事となすが如きは、寧ろ自家の潔白を装ふに於て最も妙なる最も巧なる手段なるに非ずや。且つ長屋王は吉備内親王の他に不比等の女をも娶れり。若し一族を殲せば勢、刑は不比等の女及び其子にも及ぼさるべから

ず。藤原氏の恐るゝまた此にあらん。

長屋王の賢を以てして冤罪の爲に殺さる。洵に痛嘆すべきなり。されば當時百姓の多く死するや、世以て長屋王冤罪の致す所なりとす。されど長屋王も昔公までに至らずして、怨靈を留めざりき。其後天平十年、左兵庫屬從八位下大伴宿禰子虫、長屋王を誣告したる中臣宮處連東人を斫て王の憤恨を霽したることあり。嗚呼、當時の人藤原氏及び其一味にあらざるもの誰か王の冤死を憐まざらんや。されば倉橋部女王は歌て哭して曰く、

すめろぎのみことかしこみ、大あらしきの、  
時にはあらねど、雲隠くります。

又王の子膳夫王の殉死を悲むを詠じて曰く、

世の中は空しきものとあらむと云

此照る月はみちかけしける

長屋王死して後五年天平六年の官制を見よ。知太政官事は  
舍人親王にして右大臣は武智麻呂に房前、宇合、磨は参議なり  
きゆかりの色、紫は朱を奪うて將に閥族政治をなさんとす  
るなり。

### 第五章 法の燈

佛教は奈良朝に入て燎原の火の如く焼き盡さずんば已ま  
ざる勢ありき。帝聖武以後に在ては、政治は全く佛教と混じき。  
思ふに皇子麻戸の憲法十七條を作るや、篤く三寶を敬へとは、  
其第二條にして上下の守るべき要則となれり。然れども神を  
敬へ、若くは祖先を祭るべきとの一條は、十七條中一言半句も  
言ひ及ぼしたるものを見ず。是れ明に建國以後の道を度外視  
したる者なりと云はざるを得ず。祭政一致の國是を打破した  
るものなりと云はざるを得ず。然れども當時に在ては、猶祭政  
一致の國是に代ふるに政教混和の道を以てする域に至らざ  
り。神佛兩論者の争は、佛教論者の勝に屬せりと雖も、未だ佛

教を進めて神の道に代はらしむるの勢には達せざりし。女帝推古十五年の詔に云はすや、朕聞く昔し我が皇祖天皇等世を治め給へるや、天に跼り地に躋し、敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて、幽かに乾坤に通ず。是を以て陰陽開和し、造化共に調ふ。今朕が世に當て神祇を祭祀するに、豈怠あらんや。故に群臣爲に心を竭して神祇を拜すべしと。帝孝徳の大化元年天皇、阿倍倉梯萬侶大臣、蘇我石川萬侶大臣に詔して曰く、歴ねく大夫と百の伴造等とに民を悦ばしめて之を使ふの道を問ふべしと。蘇我石川萬侶奏じて曰く、先づ神祇を祭鎮して、然して後に應に政事を議るべしと。乃ち倭漢直比羅夫を尾張國に、忌部首子麻呂を美濃國に遣して神に供つるの幣を課せしめき。三年東國の國司等に詔して曰く、夫れ天地の間に君として萬民を宰

するは獨り制すべからず、要は臣の翼を須つべし。是に由て代々の我皇祖等は卿の祖考と共に、俱に治め玉ひき。朕もまた神護の力を蒙りて卿等と共に治めんと欲すと。帝天武の近江朝廷と干戈相見るや、帝嘆じて皇子高市に臣下の與に事を計るべきものなきを告ぐ。皇子臂を攘ひ、劔を按じて奏言して曰く、天皇獨りなりと雖も、臣高市、神祇の靈に頼り、天皇の命を請うて諸將を引率して征討すれば、豈難きことあらんやと。野上の行營一夕雷雨晦冥なり。天武祈り給はく、天神地祇朕を扶け玉は、雷雨息まむと。天武即位して二年、大來皇女を先づ泊瀬の齋宮に在て身を潔めしめ、而して後神宮に待せしめにき。四年には天下に大祓をなさしめ、九年には諸幣帛を諸神祇に頒つ。女帝持統の朝には三年、百官を神祇官に集めて天神地祇の事

を宣らしめたることあり。帝文武の時には二年大安殿を鎮して大祓を行ひ、女帝元正の養老二年には詔して大寶令を増損せしめ、是を以て神祇の令制大に備はれり。斯くの如くにして猶祭政一致の面影を残しなから、帝聖武の朝に至れり。然れども他方には佛教の勢力は日と俱に加はれり。屢齋會を設け、諸國に金光明經仁王經を講せしめ、高市大寺を大官大寺と改め、藥師寺を建立し、皇女の病の爲に一百四十餘人の僧を度し、天皇の病を除かんが爲に誦經せしめたるは、帝天武の御世の事なりき。無遮大會を禁裡に設け、飛鳥皇女の爲に一百四人の僧を度したるは、女帝持統の朝なり。群臣佛像を造りて、天皇の病を除かんとし、五大寺金光明經を誦して天下の太平を祈り、維摩會の復興ありたるは、帝文武の代なり。女帝元明の

時には興福寺を奈良に營み、大官大寺を奈良に移し、新元興寺の建立あり。女帝元正の朝には、元興寺を左京に、法興寺を新京に、藥師寺を添上郡に移したることあり。帝室の佛教崇重の御志は篤く、天下靡然として皆之に倣ふ。帝聖武立つに及び、佛教の興隆、其絶頂に達し、遂に僧行基の便利なる神佛混合法の發明となり、神は佛の名の下に統合せられ、祭政一致はやがて政教混合となりける。

帝聖武は遺傳的に感化的に、時勢の空氣中に人となりて、たのづから佛法信者にてましましき。殊に藤原夫人光明子は、大の佛法信者なり。光明子は固より絶世の美人にして、かねて才慧なる婦人にてましませば、帝の之を寵遇し、信任し給ふとも深く、夫人の言重きと鼎の如し。元明元正の間には、僧正義淵法

界の鎮なりしも、帝聖武の神龜五年を以て没し、之につぎて天  
 平時代に勢力を得たるものを、實に行基、玄昉の二人となす。  
 行基と玄昉とは其出處に於て經歷に於て方法に於て相異れ  
 り。行基は平民的なり、世俗的なり、乞食的なり。玄昉は縉紳的  
 なり、唐朝歸りのハイカラ坊主なり、内道場的なり。學識より云へ  
 ば、行基固より玄昉に及ぶべからず。然れども其氣力と徳化の  
 點に至ては、玄昉到底行基に近づくべからず。固より行基を以  
 て高德の大智識となすは迂なり。彼は一種の山師坊主なり。彼  
 は乞食坊主より入て帝師となるまでに利口なりき。彼は本地  
 垂跡の新工夫をなして、祭政一致の制を覆へせり。然れども彼  
 は獨り佛教の主旨たる未來安堵のみを説かずして、現世的に  
 幾多の慈善事業をなし、民をして其徳に歸依せしめぬ。彼は元

正の朝に在ては法令を犯すとして退けられたるものなりき。  
 養老元年四月の詔に曰く、方今小僧行基、並に弟子等街衢に零  
 疊して、妄りに罪福を説き、朋黨を令構し、指臂を焚剝し、歷門假  
 説して強て餘物を乞ひ、聖道を詐稱して百姓を妖惑す。道俗擾  
 亂して四民業を棄つ。進ては釋教に違ひ、退て法令を犯すと。斯  
 くの如く元正朝に排斥せられたる彼は、久しからずして大僧  
 正に進められ、菩薩號を賜はり、光仁朝には勅ありて、故大僧正  
 行基法師は戒行具足、智慧兼備、先代之を推仰し、後世以て耳目  
 となす。其修行の院にして施例に預からざるものには田園を  
 賜ふとの恩命あるに至れり。其山の中りたる、又旨からずや。  
 玄昉に至ては是に異れり。其入唐して學問するや、唐の皇帝  
 之れを三品に准じて紫の袈裟を賜ふ。されば彼の歸朝するに

當ては眼中人なく、義淵諸弟子中に獨り頭角を抽きん出たり  
 き。されば天平八年二月には、封一百戸、田十町、扶翼の童子八人  
 を賜はり、翌年八月には、僧正に任ぜられ、内道場に在て時めけ  
 り。思ふに彼は獨り學才のみならず、辯才も頓才もすぐれたる  
 ものありしならん。十二月、皇太夫人藤原宮子娘の年久しく罹  
 り給ひし憂鬱病も、玄昉一たび説法すれば、惠然として胸開き、  
 母子の御對面さへありき。法師の口辯もさころとは思はる。是  
 が爲に玄昉が受けたる冤罪は、史海子の辨に盡きたり。確論動  
 かすべからず、然れども玄昉も榮寵の日に盛なるにつれて、沙  
 門の行に乖くことさへありき。蓋し彼は獨り僧侶として、後生  
 を説き、安心立命を勸むるのみを以て足れりどせず、其霸氣を  
 出して政治上に容喙し、唐朝風を吹かしたるや、必せり。天平十

二年八月、太宰少貳藤原廣嗣の兵を擧げて反せんとするや、實  
 に僧正玄昉及び右衛士督下道眞備を除くを以て言となせり。  
 世に傳ふる所の玄昉廣嗣の妻を姦したりとの事は、容易に信  
 ずべからず。恐くは廣嗣の上表の理由より揣摩しての臆測な  
 るべきか。廣嗣は私の事を以て言としたるよりは、猶更に大なる  
 理由を以て彼を彈劾せんとしたりしならん。何ぞや。彼は藤  
 原氏の爲に時めける玄昉眞備を除かんと欲したるなり。是に  
 依て姑く當時の藤原氏なるものに就て觀察せざるべからざ  
 ることあり。

長屋王冤死して、藤原氏は安心せり。其歳藤原夫人は立てら  
 れて皇后となり、天平六年武智麿は右大臣となり、房前、宇合、麿  
 皆參議たると舊の如し。其他中納言には多治比縣守あるも、齡

既に六十七。樞要の職は盡く藤原氏の占むる所たり。是に至て  
 不比等以後の志も伸び藤原氏の基礎も固からんとせり。然れ  
 ども人天に勝つ能はず。意外なる大變は藤原氏一族を驅て顛  
 沛せしむるに至れり。天平九年四月より疫病の流行あり。都鄙  
 官民となく皆其襲ふ所となる。固より佛に祈り僧を度して病  
 を癒さんとする當時なれば、狂瀾の疫をとどむる能はず。四月  
 には參議民部卿房前先づ斃れ、七月には參議兵部卿麿是が爲  
 に薨じ、同月氏長者なる右大臣武智麿を襲ひて之を仆し、八月  
 參議式部卿兼太宰帥宇合薨ず。天の藤原氏に災する甚だしと  
 云ふべし。齡を云へば、武智麿は五十八、房前五十七、宇合四十四、  
 麿四十三、皆是れ藤原氏の骨髓たるもの、是に至て盡く亡し。當  
 時疫病の官吏に災する、此他散位大宅大國、太宰大貳小野老、散

位長田王、中納言多治比縣守散位大野王、散位百濟王、中宮大夫  
 橘佐爲等を斃しぬ。然れども藤原氏及び其他の顯官が死亡し  
 たるが爲に立身出世をなしたる者なきに非ず。藤原三千代の  
 先夫美努王の子なる葛城王改名して橘諸兄と云ふものこそ  
 最も其こぼれ幸を受けたる人なりけれ。諸兄が葛城王より臣  
 下となり、橘宿禰を賜はりたるは、自ら出願したるに依れども、  
 實は藤原氏に媚びたるか如し。藤原光明子と其生母を等うし  
 たる葛城王及び佐爲王は、其母の姓を繼ぎて、母を顯すと稱し  
 て、上は光明子に喜ばれ、下は藤原氏の歡心を得んとしたるな  
 り。天平八年には諸兄既に五十三、猶參議兼左大辨たり。天平九  
 年の疫疾は直に彼をして一躍大納言たらしめ、翌三十年正月  
 には、右大臣となり、藤原氏に代りて廟堂の首班となりぬ。然れ



ども彼は才氣に乏しく政治家としては力量なき迂濶なる人よしなりき。是に至て才氣ある山氣ある野心勃勃たる玄防は其寵遇あるに任せ政治をひつかき廻さんど志しける。彼は同じく唐朝洋行歸りの吉備眞備をも籠絡して其味方となし帝聖武及び後宮の信任あるを機とし直に搦手より政治に容嘴し唐朝風を鼓吹し帝聖武の豪華好なるに乗じ盛に朝廷の規模擴張を謀り併せて自家權力の伸張を企てぬ。藤原廣嗣は宇合の長男にして野心に富める寧ろ短氣ものなりしが如し。彼は玄防等の專權を快らずと見たり。又其唐朝風なる政策を快らずと見たり。云はば彼は守舊黨にして開化派の玄防を快らずと見たるなり。然れども更に大なる理由は是を以て藤原氏權力の消長問題と見たるなり。彼は大貳少貳として兵馬

の權あるに乗じ先づ玄防眞備を除て藤原氏の勢力恢復を謀りあは能くば一躍して右大臣にもならんと欲したるなり。彼を以て唯の謀反人と見るは未だ彼の精神を盡さざるものなり。

廣嗣の計策は見事に其圖を外し戰敗れて新羅に走らんとして能はず横死して反亂は畢りぬ。然れども其後數年を経て天平十七年十一月玄防も罪せられて筑紫觀世音寺を造るの命を受け配所の月に昔を忍ぶ身とはなりぬ。筑紫に居ること久しからずして翌年六月彼は其地に歿せり。山師坊主の末路自業自得とは云ふもの。彼も亦一個豪傑肌の男又憐れなりと云ふべく而して廣嗣の志も是に至て酬ひられたりと云ふべし。玄防死して後は學者肌の眞備は固より權力を争ひ得る人

に非ず。橘諸兄の老骨は何等をもなし得ず。又後年藤原氏の頭角を現し來らんとするのみ。而して宗教界に在ては立坊倒れて、而して托鉢坊主の行基漸くに信任を受けんとす。正に是れ天平年間佛法興隆の絶頂時代なりき。

第六章 大佛建立

謹て帝聖武の御人となりを窺ひ奉つるに、從來の史家が見て以て恐れ多くも暗愚なりと評し奉りたるは、誤解なりとこそ思はるゝなれ。然かはおれど、全然之を否定して賢明なりと見奉つるも如何あらん。余を以て之を見れば、帝聖武は唯だ豪華を好み給へる君主のみ。固より帝は菽麥を辨せざるの暗主に非ず。又光明皇后の糸引き給ふ儘に動き給へる傀儡には非れども、聖武の謚號の如きは、要するに後人溢美の稱に過ず。帝ははて者にてましましき。見得坊とこそ見奉つれ。傳來の富をわけなく一擲して悔い給はざる方なりき。若し帝を目して明主となし、名君となさば、勿體なき申分なれども、(比喩の卑俗な

るを容せ、腰纏萬金、楊州に遊て、其極終に唐様で賣家と書く、三代目の野良も亦英主ならざるべからず、豪華と云ひ、派出好と云ひ、見得坊と云ふ者、多くは才氣あり、山氣あり、頭腦の發達は不完全なるものに非ずと雖も、百年の大計を樹てずして徒らに豪華に流れ、奢侈に陥りて後禍を貽すもの、豈目するに賢明を以てすべけんや、世人が三代目の野良息子に以て愚となすの筆法よりすれば、聖武も亦其譏を免れざれば、給はらざらんか。均しく是れ武なり、故に神武と云ひ、聖武と云ふは相俱に、其英主なるを示すと云へるが如きは、論法簡單に過ぎて、未だ適歸する所以を知らざるなり、天平の遺物が絶好美術なる所以も、其豪華の餘韻のみ、續紀格、古文書に天平の詔勅多きも亦豪華の致す所のみ、是を以て英主の左券とは稱へ難し、英主たるべきを示さんが爲には、政治の舉り、紀綱の張り、國威宣揚の實を列舉せずんば即ち不可なり。

懷風藻、萬葉集に幾多の頌辭ありとも、政治の舉り、紀綱の張りたる證據としては見るべからず、偶ま以て派出好の遺風たるべきのみ、唐玄宗をして聞く彼國賢君ありと、今使者を見るに禮讓ありと稱へしめたりとて、國威を宣揚したりとは信じ難し、聘物を厚くし辭を卑うし、孤帆絶海を涉りて平身低頭、唐朝の崇大を讃せしめば、尊大自負の國、其褒美として此位の世辭はあり勝ちなり、東海の彈丸黒子の地、豈彼等の念慮にあらんや、東大寺の大佛に驚き、聖武の威風を畏みたりとは、恐くは此方だけの見解なるべし、聖武の豪華好なる、頗に大佛建立等を外國に吹聴したるなるべけれど、來朝して實見したるも



盧舍那佛雜形

のは驚きもしつれ、未だ彼の帝王をして讚美を奉らしむる程の機能はあらざりしなるべし。

余は奈良朝を飾りたる、否寧ろ日本を飾りたる帝聖武をけなすものに非ず。好て我等臣子が其君主の祖先なる聖武天皇を貶稱するものに非ず。然れども従前の史家は口を極めて之を詆罵し、近來一派の史家は之に反して目して英主となし、歎稱措かざらんとす。俱に余が見と異なるものあるを如何にせん。余は聖武を以て庸暗となさず、又賢明なる英主となす能はず。唯豪華好なる見得ぼうの君主なりと謂はんとするのみ。希くば帝聖武一代の大事業なる東大寺大佛に就て帝の帝たる所を語らしめよ。

久米邦武氏は嘗て東大寺大佛建立を以て立防に始まると

稱せられしとありよしや、玄昉は直接に之に關係し、之を帝聖武に鼓吹したるに非ずとするも、帝の豪華好は、玄昉のはて好にただてられ給ひて、多少其動機となりし事と思はる。帝の大佛鑄造を思ひ立ち給ひしは、實に天平十二年河内大縣那智識寺に幸し、盧舍那佛に詣し給ひしに始まる。帝は是を玄昉に謀り給ひしなるべく、玄昉も亦之を勧め奉りしなるべし。天平十五年十月十五日帝近江國信樂京にましまし、大佛建立の詔を發し給ふ。其詔に云ふ、朕薄徳を以て忝く大位を承け、志兼濟に存し、勤めて人物を撫す。率土の濱已に仁恕に霑ふと雖も、普天の下未だ法恩に洽からず。誠に三寶の威靈に頼て乾坤相泰かに、萬代の福業を修めて動植永く榮んと欲す。粵に天平十五年歲癸未に次るの十月十五日を以て、菩薩の大願を發して、盧舍

那佛金銅像一軀を造り奉り、國銅を盡して象を鎔し、大山を削て以て堂を構へ、廣く法界に及ぼして朕が智識となし、遂に同じく利益を蒙りて共に菩提を致さしめん。夫れ天下の富を有つものは、朕なり。天下の勢を有つものも朕なり。此の富勢を以て此の尊像を造ること、事の成り易くして、心の至り難し。但恐くは徒に人を勞するありて、能く聖を感ずることなく、或は誹謗を生じて反て罪辜に墮ちんことを。是の故に知識に預るものは、懇に至誠を發して、各介福を招かば、宜しく毎日盧舍那佛を三拜すべく、自ら當に念を存し、各々盧舍那佛を造るべきなり。もし更に人一枝草一把土を持って像を助け造らんと情願するものあらば、恣に之を聽せ。國郡等の司此の事に因て百姓を侵擾して強て收斂せしむること、莫れ。遐邇に布告して朕が意

を知らしめよと。是より先天平十三年勅を發して諸國に國分寺及國分尼寺を造らしむ。其僧寺を金光明四天王護國之寺と云ひ、其尼寺を法華滅罪五寺と云ふ。又諸國をして七重塔を造り、金光明最勝王經妙法蓮華經各十部を寫さしめ、帝躬ら金字金光明最勝王經を寫して塔毎に一部を置かしむ。當時の詔勅に云ふ、朕薄徳を以て忝く重任を承け、未だ政化を弘めずして、寤寐多く慚づ。古の明主は皆先業を能くして國泰かに人樂み、災除き福至る。何の政化を修めて能く此の道を臻さん。頃者年穀豊ならず、疫癘頻りに至り、慙懼交々集りて、唯勞して己を罪す。是を以て廣く蒼生の爲に遍く景福を求む。故に前年驛を馳せて天下の神宮を増飾し、去歲普く天下をして釋迦牟尼佛の尊金像高さ一丈六尺のもの各一鋪を造り、并に大般若經各一

部を寫さしめたるに今春より已來、秋稼に至るまで、風雨順序、五穀豊穰なり。此れ乃ち誠を徵はし、願を啓くこと靈貺答ふるが如し。載ち惶れ、載ち恐れて以て自ら寧するなし。案するに經に云く、若し國土に講宣讀誦、恭敬供養して此經を流通する王あらば、我等四王常に來りて擁護して一切の災障皆消殄せしめむ。憂愁疾疫も亦除き差さしめ、所願心に遂げ、恒に歡喜を生せん者。帝は佛に感溺して、天下一切の災障佛に祈らば乃ち除かれ、天下太平五穀豊饒なりと思惟し給へり。既に諸國をして釋迦牟尼佛尊金像を造らしめば、風雨時を得て蒼生爲に安し。若し夫れ諸國に國分二寺を造らしめば、其政治に於ける利益幾許。帝は固より一身の冥福を祈らんのみ、故を以て佛に佞せずして、國利民福の爲めに佛に歸依し給へり。帝の動機

やよし。然れども帝が唯佛にのみ依頼して天下泰平なれかし  
 と祈りたるは、惑溺の譏は固より甘受し給はざるべからず。よ  
 しや國分寺の造置は聖武以前に之れありとするも、是に至て  
 詔勅となりて嚴に之を命じ給へるなり。而して東大寺は實に  
 全國分寺總本山の爲に建てられたるなり。大佛は國利民福を  
 一眸に引き受けて而して建立せられんとしたるなり。  
 僧玄昉漸く宮中の寵を失ひて、行基漸くに用ひらる。玄昉は  
 其政治に容喙し、素行の修らざるが爲に、一たび得たる寵榮を  
 放棄せざるべからざる者となれり。彼は佛教を利用して是を  
 政治に混用するの便宜法を知らずして、ひたすらに俗事に手  
 を出したり。行基に至ては是に異れり。彼は政治と佛教とを混  
 ずる名案を發明して、帝聖武の心に投じ得たり。彼は素より力

行して道を傳ふるに倦まざりし出家なりき。彼は玄昉の如く  
 上に進説して其歡心を得るに力めざりき。先づ下層社會に入  
 て、之に傳道し、力を盡して公益を謀る所あり。彼は巧に民心を  
 得て、活菩薩を以て目せられき。彼は衣鉢身に隨ひ、或は山林に  
 宿し、荆藪を藪となし、或は原野に留りて沙石を床となし、行基  
 菩薩傳て厭はざりき。三十四の僧院、十五の尼院、九所の布施屋、  
 六所の橋、三所の樋、二所の船息、池十五、溝七所、堀河四所、直道一  
 所は彼に依て計畫せられ、彼に依て造られたりと傳ふるに非  
 ずや。西國の舟路は播磨の檣生泊カドマツリより韓泊カドマツリ魚住泊兩津を経て  
 大輪田泊に至り、河尻に進むを凡る五日程と定めたるも、彼な  
 りと云ふ(本朝文粹による)。地圖を作り、人口の統計をなしたり  
 しも彼なりと云ふ(行基大菩薩行狀記による)。斯くの如き實着

なる事業は、やがて彼の偉なるを告白し、帝聖武の信任を得て、  
立防に代はるに至れり。

帝聖武が國分二寺造立には行基與て力あり、東大寺創建大  
佛鑄造に於ても、彼は帝の偉舉を賛し、帝の爲に力を盡さんこ  
とを約しぬ。而して彼は是に至て帝に説くに本地垂跡の説を  
以てし、帝が最も苦心したりし祭政一致に代ふるに、政教混同  
の主義を事もなげに巧なる方法を以て案出せり。神佛混同は  
行基の素志にして、政教混同は聖武が苦心しませる所なり。然  
れども行基の山師的なる、天平十三年彼は自ら佛舍利一粒を  
携へて伊勢太神宮に詣りて其神勅を受けて歸りぬ。然れども  
行基は僧なり。されば是のみを以て天下の耳目を欺くべから  
ず。更に天平十四年十一月三日右大臣橘諸兄を伊勢太神宮に

詣せしめぬ。諸兄歸て後、十一月十一日夜中帝夢み給ふに、玉女  
ありて金色の光を放ちて曰く、本朝は神國なり。神明を欽仰し  
奉り給ふべきなり。然れども日輪は大日如來なり。本地は盧舍  
那佛なり。衆生之を悟れば當に佛法に歸依すべきなり。是れ  
行基の案出したる神佛混同の便法にして、行基と帝聖武とは、  
馴合にて天下の人民を瞞着したるなり。獨り宗廟の之を許し  
給ひ、神佛一致を告げ給ひしのみならず、宇佐八幡は加勢せん  
ことまで約し給へりと云ふ。八幡の申し給はく、神我れ天神地  
祇を率ゐ、誘ひて必ず成し奉らむ。事立つにあらず。銅の湯を水  
となし、我身を草木土に交へて、障る事なく成さむと。帝聖武の  
偉業は神も助け給へるなり。山師坊主行基の權謀も亦旨いか  
な。



天平十六年十一月十三日、近江の甲賀寺に於て盧舍那佛の像體骨柱を建つ、天皇親臨して、手つから其繩を引き給ふ。藥師大安興福、元興、四大寺の衆僧皆集り、樂聲山河の間に啣曉たり。甲賀寺は近江紫香樂宮のあるところなり。東大寺大佛記に依れば、天平十五年十月十五日、近江國信樂京に於て佛像を創め奉るとあり。一代要記、水鏡亦之に同じ。思ふに工事の最初を云ふなるべし。然れども信樂の地の狹隘なるは聖武の居に適せざりしを以て、功も從て止めり。既にして天平十七年八月二十三日、大和添上郡に於て更に其工を成さんとし、帝躬ら御袖を以て土を入れ、是を運びて佛座に置き、氏々の諸人をして土を運び之を堅めしむ。大佛鑄造は天平十九年九月二十九日を以て創め、女帝孝謙の天平勝寶元年十月二十四日其功を竣りぬ。

三箇年間八箇度之を鑄たりと云ふ。恰も好し。天平廿二年二月

陸奥國守百濟王敬福クダランノニキンキヤウ部内小田郡に黄金出でたりとて之を献

じぬ。大伴家持が「すめろぎの御代榮はんと東なるみちのくや

まに、こがね花さく」と詠じたるは、この時なり。黄金の我國に出

でたるは是を以て初めとなさば、帝の御喜もまた一しほとこ

そ思はるれ。されば四月朔、帝東大寺に幸し、盧舍那佛像の前殿

に御して、北面像に對し給ふ。皇后太子並に侍り給ひ、群臣百僚

及び士庶分れて殿後に行列す。左大臣橘宿禰諸兄を遣して佛

に白さしめ給ふ所あり。帝自ら稱して三寶の奴と云ふ。此日諸

官此事に功あるものに位を陞す。十四日又東大寺に幸あり。諸

兄以下の位を陞せ、改元して天平感寶と云ふ。二十二日又陸奥

國より黄金九百兩を奉る。七月二日帝位を皇太子に譲り給ふ。

帝時に御歳五十。未だ老せりと云ふべからず。然かも位を女子にてましませる皇太子に譲り給へるは、東大寺落成を以て一生の大事畢れりとなし給ひ、靜に冥福を祈り給はん爲めなりしなるべし。女帝孝謙即位の當日、改元ありて天平勝寶と云ふ。一年間に兩度の改元ありたるなり。而して大佛の鑄造畢れるは、實に其歳十月二十四日なり。

今日奈良に遊べる人の目睹る所の大佛は當時の物に非ず。千餘年の星霜は幾多の變あらしめしも、殊に其大なるものは、治承四年十二月二十八日平重衡の爲に大佛殿は憐むべし、殆ど焦土となり、大佛も亦甚しく損壞したること是れなり。後白河法皇依て僧重源に囑し、源賴朝を大檀越となし、是に再鑄の舉あり。宋人陳和卿治工長となり、壽永二年四月十九日を以て

佛頭鑄造に着手し、三十餘日にして、五月二十五日其功を畢れり。治鑄十四度なりしと云ふ。されば今日の佛像は、固より天平時代の物と其形像を異にすと雖も、其大きさに至ては、甚しく異らざるなり。今朝野群載に據て其大きさを示すべし。但し扶桑略記載する所のものとは、少しく異なる所あり。

結伽趺坐

五丈三尺五寸

面長

一丈六尺

面廣

九尺五寸

肉髻高

三尺

眉長

五尺四寸五分

目長

三尺九寸

鼻長

三尺二寸

口長	三尺七寸
頤長	一尺六寸
耳長	八尺五寸
頸長	二尺六寸五分
肩徑長	二丈八尺七寸一分
胸長	一丈八尺
腹長	一丈三尺
臂長	一丈九尺
肘至腕長	一丈五尺
掌長	五尺六寸
中指長	五尺
脛長	二丈三尺八寸五分

膝前徑	三丈九尺
膝厚	七尺
足下	一丈二尺
螺形	九百六十六箇
(右高)	各一尺二寸
(右徑)	各三尺六寸
銅座高	一丈
(同往)	六丈八尺
(上周)	二十一丈四尺
(基周)	二十三丈九尺
石座高	八尺
(上周)	三十四丈七尺

(基周)

圓光一基高

(同廣)

而して其鑄造の材料は、

熟銅

白鐵

鍊金

水銀

炭

大佛殿の大きさは、

一字二重

高

三十九丈五尺

十一丈四尺

九丈六尺

七十三萬九千五百六十斤

一萬二千六百十八斤

一萬四百三十六兩

五萬八千六百二十兩

一萬六千六百五十六斛

十一間

十五丈六尺

東西長

廣

基砌高

東西砌長

南北砌長

柱

殿戸

天蓋

步廊一廻戸

東西徑

南北徑

大佛の側には挾侍菩薩二軀あり。

二十九丈

十七丈

七尺

三十二丈七尺

二十丈六尺

八十四支

十六間

三千百二十二蓋

二十間

五十四丈六尺二寸

六十丈五尺

其高 各三丈

面長 六尺

廣 五尺

口長 二尺一寸

耳長 五尺九寸

眉長 五尺九寸

目長 二尺二寸

鼻下徑 一尺八寸

續觀自在菩薩像二鋪あり。高各五丈四尺、廣各三丈八尺四寸。四天王像あり。高各四丈。

大佛殿の傍には、塔二基を安ず。並に七層にして、

東塔高 三十三丈八尺七寸

西塔高 三十三丈六尺七寸

露盤高各 八丈八尺二寸

其用ふる所の

熟銅 七萬五千五百二斤五兩

白鐵 四百九斤十兩

鍊金 一千五百十兩二分

鐘一口あり。

高 一丈三尺六寸

口徑 九尺一寸三分

口厚 八寸

其用ふる所の

熟銅 五萬二千六百八十斤

白鐵

二千三百斤

其他講堂厨坊食屋戒院官舎僧房皆備らざるなし。

而して斯る大工事に従事したる者は、木工には神磯部國麻呂を長として、猪名部百世、益田繩手あり。治工には國中公麻呂を長として、高市大國、柿本男玉、高市眞麻呂等あり。此等技師の名は諸書異同ありと雖も、最も信用すべきものに從ふ。總て大佛の事は續紀、扶桑略紀、東大寺大佛記、朝野群載、編年記、以呂波字類抄、七大寺日記、一代要記等載する所各々異同あり。然れども今一々考證論斷せず。

大佛建立に與て力ありたる行基は功將に成るに垂んたる天平二十一年大佛落成の歲二月二日を以て寂せり。當時行基の他に帝聖武を翼けて此大工事を竣らしめたる者あり。僧良

辨是れなり。扶桑略記の記する所に依れば、良辨奏して曰く、大佛を草創して應に後世に資すべしと。天皇教に依て東大寺を建つと見ゆ。良辨が此工に力の多きは固よりなりと雖も、強ちに良辨の奏言に依りたるにては非ざるべし。

扶桑略記に、一説として、東大寺大佛鑄造成りて行幸あるや、宇佐宮命婦大倭裳利女上京して件の事を執行すと記せり。思ふに大倭裳利女は續紀に大神杜女とあるもの是れなり。續紀に十二月大神福宜尼大神朝臣杜女東大寺を拜す。天皇太上天皇太后も同じく亦行幸すとあり。神佛混同の實は此に舉り、神は佛の前に伏し拜むこととなりぬ。

女帝孝謙の天平勝寶四年三月十四日東大寺大佛に塗金す。金光燦爛六合を射て莊嚴云はん方なし。是日天皇の行幸あり。

一万の僧侶を集め、一万の音楽歌舞を奏し、東西聲を發し、庭を分て別れ、作る所奇偉にして勝けて記すべからず。佛法東に歸してより、齋會の儀盛なること此の如きものあらずと云ふ。奈良朝の繁華は大佛鑄造の時を以て絶頂となし、聖武の豪華も大佛に至て極まれり。

聖武の世に權臣なかりしを以て聖武を英邁なるが如く吹聴するは不可なり。聖武の世には其程の人傑なかりしなり。獨り長屋王ありと雖も、宛死して志伸びず。藤家の諸子も非常の英物なし。武智麻呂の如き、家傳に形容條暢、辭氣重遲、其性温良、其心貞固と稱せらるゝに非ずや。英才豪邁の面影は見得べからざるなり。況や藤家の諸子一時に病歿して未だ其才を顯はすに至らざるに於てをや。玄昉多少の野心を包藏したりと雖

も、彼もまた棟梁の材に非ず。操行既に正しからず、行沙門に乖けり。其一敗配謫に遇ひたるもまた宜ならずや。橘諸兄の如きは賸々たる斗筭の輩のみ。帝聖武の驅使に供せられたるは固より其分なり。然れども是を以て帝聖武を豪傑なる君主とせば誤れり。

天平は天武即位を去ること殆ど六十年、帝聖武は累代の富を有して位に即けり。天平寶字三年吉備眞備の上書にも曰く、天平四年八月二十二日勅あり、所有の兵士は全く調庸を免し、其白丁は調を免し、庸を輸す。當時は民息みて兵強し、邊の鎮なりと謂ふべし。今管内百姓乏絶なるもの衆し。優復することあらずんば、以て自贍たることなからんと。天平の初は天下太平に、食足り人給り、府庫も充實に、兵士も亦強かりき。然れども未

だ二十年ならざるに、百姓をして乏絶たるに至らしめたるものは、聖武失政の致す所なり。百姓の乏絶は、獨り太宰府のみに非ずして、天下一般に然りしなり。天平寶字元年橘奈良麻呂の反するや、其理由の一となせるは、東大寺を造り、人民苦辛して氏々の人等も亦是を憂となすと云ふにありき。又奈良麻呂が機に乗ずべしとなせるは、方今憂苦して、居宅定まるなく、乗路哭叫して、怨歎實に多かりしとなせるを以てなせり。聖武豪華の餘弊は實に斯くの如かりしなり。

歴史は朝廷の記録にして、現存するものは朝廷の詔勅布告に止り、詩歌も臺閣に、文書も朝廷の外を出でざる世には、平民社會の状態は之を察知するに難し。帝聖武は苛察の君主に非ず。寧ろ慈悲深く寛柔の君にてましましき。屢自らを責めて、大

大佛建立





救を行ひ給ひたるとは是れあり。其政治は總べて佛教を旨とし一に佛教的仁徳を施し給ひしとは是れあり。然れども帝は政教混同主義を執り、佛を以て萬能のものとなし、是に祈れば國利民福手を拱して得べしとの妄想を抱き、殊に其性のはて好は、空前絶後三國第一の大佛像を作りて大々的國利民福を得んと欲し給ひしなり。而して大佛鑄造が如何に國庫を空乏ならしめ、如何に下民を窮厄に陥らしめ、如何に國家を害すべきやは知り給はざりしなり。唯是さへ鑄造すれば國利民福と信じ給ひしなり。思ふに其物体の大なるに従て國利民福も大なるべしとの單純なる論法のみならずして、帝は中外に誇負せんとすの御志ありて、斯る大工事を起し給ひしなるべし。大佛鑄造は國家的事業として、政治的方便として、佛に惑溺し、空想

に耽りたる帝聖武の驕め而して成したるものに外ならずと雖も、彼が豪華好の心より之を中外に示して誇らんとしたる一の大なる動機ありしを忘るべからず。

第七章 大養德恭仁宮

今夫れ羈客京都よりして奈良街道に向ふもの、綺田カサタより折れて神童子の嶮を攀ぢ、木津川一帯の汎流に沿うて溯り、鬱勃平原を望めば、其間に起伏する丘陵皆凡ならざるを覺ゆべし。海住山寺カシノは遠く蒼煙の間に隠れ、柞ハシの杜に翠色満てり。一抹の霞は流ヶ岡を繞りて、鹿脊山眠るか如し。萬葉詩人をして

鹿脊の山、木立をしげみ、朝去らず。

きなきとよもす、鶯の聲。

乙女等が、うみをかくとふ、鹿脊の山、

ときのゆければ、都と成りぬ。

と詠せしめたるは此處なり。一たび都たりし恭仁の宮は即ち



此處に於て造られたるなり。

奈良の都は萬代不易なりしが如くにして然らず神龜元年十一月の太政官奏言に、上古淳朴、冬は穴し夏は巢す、後世の聖人代ふるに宮室を以てす、亦京師ありて帝王居となす、萬國の朝する所、是の壯麗に非ずんば、何を以てか徳を表さん、其の板屋草舎は中古の遺制、營し難く破れ易くして、空しく民財を殫くす、請ふ有司に仰せて五位已上及び庶人の營に堪ふるものをして瓦舎を構へ立て、塗りて赤白となさしめむ、とさへありて、之を實際に施し、建築史に特筆さるべき進歩をなしたるにも似ず、遷都の議は屢々發せられ、而して其運びに至りき。

帝天武嘗て其十二年十二月に詔して曰く、凡そ都城宮室は一處に非ず、必ず兩參に造らむと。此制は世々用ふる所なりし

も、首府なるものは常に存在して、他は離宮なりき。奈良遷都ありてより前代見るべからざるの大にして整頓せる都府をつくり、よしや萬代不易に至らずとするも、亦從前の如き容易なる遷都は行るべからざる状態なりしなり。而して帝聖武の豪華なる是を以て足れりとなさず、天平十二年十二月、右大臣橘諸兄に命じ、山背國相樂郡恭仁卿を經營せしむ。遷都の叡慮ましまし、を以てなり。

何が故に帝聖武は奈良の都を他に還さんとは思し立ち給ひし乎。天平十二年は、西海浪穩ならず、大宰少貳藤原廣嗣は叛を謀れり。十月帝、大將軍大野東人等に勅して曰く、朕意ふ所あるによりて、今月の末暫く關東に往かむ。其時に非ずと雖も、事已むと能はず。將軍知て驚怖すべからずと。筑紫の變未だ平か

ざるに當て、帝は何等の叡慮ありて關東巡幸の令をや出し給ひし。固より關東とは鈴鹿以東の義にして、此行帝の幸し給ひしは、伊賀伊勢美濃近江にして、歴世の屢幸し給ひし處にかゝれり。十月廿九日奈良を發し給ひ、大和山邊郡を経て、翠華搖々翌日伊賀名張郡に幸し、今の名張街道と大差なかるべし。長谷より入るなり。十一月朔、伊賀郡安保(今の阿保)に至り、翌日は阿保峠の險を過ぎて伊勢に入り、壹志郡河口に至り、車駕此に駐りませると十餘日。此間には和遅野の遊獵などあり。其月十二日河口の行宮を發し、壹志郡に至り、十四日鈴鹿郡赤坂に着し、此にも駐りませると十日許、二十三日車駕赤坂を發し、朝明郡に到り、二十五日桑名郡石占イヌヅカに駐輦あり。石占とは何れ海岸にして、今の桑名附近なるべし。それよりして二十六日美濃の當

氣郡に到り給ふ。河流の變遷は之れありとも、今の楫斐河畔に從ひ、多度山下を繞りて北し給ひしこと、思はる。十二月朔不破に到り、六日近江に入り、坂田郡横川に至り給ひ、是日橘宿禰を恭仁郷に遣し給ひ、七日犬上に到り、九日蒲生郡に入り、十日野洲に到り、十一日志賀郡粟津(今の粟津)に到り、十四日山背相樂郡玉井に着し、十五日恭仁宮に幸し、此行是に畢れり。聖武巡幸の動機、目途及び途次の詳細は史に見えずと雖も、是れ亦一種の狹義的東國の經營にして、兵事に關するものなるべし。而して恭仁遷都も亦其結果なりしが如し。按ずるに恭仁は一路伊賀に出づべく、伊勢に出づべく、山城近江に接近し、是を奈良に比すれば多少の便利あるが如くなれども、實は五十歩百歩のみ。奈良と恭仁とは相去ること數里。舟楫の便利は

ありとするも、奈良と比して其差幾許か其規模よりするも、養原一帯の地勢は敢て大なりと云ふべからず、兵事上より觀察するも奈良と格別の差なきを覺ゆ。是に至れば余は帝聖武の遷都の動機を恠まざるを得ざるなり。

恭仁宮なるものは、聖武始めて卜したるに非ず。是より先元明の朝より養原離宮ありき。然れども新宮は離宮と其處を異にし、新に皇居を設け、此に大なる帝都を現せんことを欲し給ひしなり。天平十三年正月朔には恭仁宮に在て朝賀を受け給へり。閏三月には詔して五位以上の平城に住むとを許さず。七月には太上天皇女帝元正の新宮に移り給へるあり。九月には遷都の故を以て天下に大赦し、大養德(豪華なる聖武は大倭の字を改めて大養德と稱せり。河内攝津山背四國の役夫五千五百

人を差發して造宮の用たらしめ、賀世山(鹿背山)西道より以東を左京となし、以西を右京となし、畿内及び諸國の優婆塞を役して、賀世山の東河(木津川)即ち泉河なるべし。に橋を造り、十月其成るに及び、役する者七百五十人を得度し、十一月新宮を名けて大養德恭仁宮と稱し給へり。十四年二月には恭仁京の東北道を開きて近江の甲賀郡に通せしめ、甲賀郡紫香樂(今信樂)に離宮を造り、十二月行幸あり。天平十五年五月五日には新宮にて宴を群臣に賜ひ、皇太子親ら五節を舞ひ給ふ。帝右大臣橘諸兄に詔して之を太上天皇に奏せしめ、親ら歌を作りて之を慶び給ふ。其御製に云ふ、

空見つ、大和の國は神からし、  
尊くあるらし。此舞見れば、

天つ神みまの尊のとりもちて

此豊御酒をいたみたてまつる。

やすみし、我大君は平らけく

永くいまして豊御酒奉る。

前年二月朔には皇后宮に幸して歡を極め給ひ、今又新宮の裡皇太子の舞あり。天下の富と勢とを保つすめらみことの御稜威かしこく融々たる樂は是れ帝の忘れ終はざる所なり。盧舍那佛を近江の紫香樂に造らんとし給ひしは、實に是歲なり。』  
恭仁宮造作の大御心を按ずるに、天皇豪華を好み給ふの故を他にして解すべからず。はて好なる帝、他人の未だ企てざる事業を經營せんとの帝は、前朝の都を以て足れりとなさず、更に新京を經營せんとし、奈良の大極殿并に歩廊を遷し、四年の

功纒に畢るや、又更に紫香樂宮の經營あり。既に費す所勝て計ふべからず、下民皆其役に苦めり。至尊は酒宴に、五節の舞に樂み給ふと雖も、蒼生は奔命に疲れんとす。新都の經營はほご成れり。百官の之を慶するものはあり。大伴家持は歌て讚しけらく。

今造る、恭仁の都は、山河の、

清きを見れば、うべしらすらし。

又歌ふものあり。

明つ神、吾大君の、天の下、八島のうちに、國はしも、多くあれども、里はしも、さはにあれども、山なみの、宜しき國と、川なみの、立ち合ふ里と、山背の、鹿背山のまに、宮柱、太しき立て、高しらす、布當フタキの宮は、河近み、瀬のとろ、清き、山近み、鳥かねとよむ、

山去れば、山もどいろに、小男鹿は、妻よびとよめ、春去れば、岡  
邊もしいに、巖イハホには、花さきを、り、あなにやし、布當の原、あな  
たふと、大宮どころ、うべしこと、吾が大君は、きみのまに、きこ  
し給ひて、さすたけの、大宮こゝと、さだめけらしも。

反歌

襲の原、布當の野邊を、清みこそ、

大宮どころ、定めけらしも。

山高く、川の瀬清し。百世まで、

神しみゆかん。大宮どころ。

又詠じて讚するものあり。

吾が大君、神のみこと、の高しらす、布當の宮は、百木なす、山は  
こだかし、落ちたぎつ、瀬のとも清し、鶯の、來鳴く春べは、巖に

は、山下ひかり、錦なす、花咲きを、り、小男鹿の、妻呼ぶ秋は、天  
ぎらふ、時雨を、傷み、さにつらふ、黄葉散りつゝ、八千とせに、あ  
れつがしつゝ、天の下、しらしめさんと、百代にも、易ふべから  
ぬ、大宮處。

反歌

泉川、往くせの水の、絶はこそ、

大宮どころ、うつろひゆかめ。

布當山、山並み見れば、百世にも、

易るべからぬ、大宮處。

境部老麻呂も亦歌て曰く、

山背の、恭仁の都は、春されば、花咲きを、り、秋されば、黄葉に  
ほひ、たばせる、泉の河の上つ瀬に、宇知橋渡し、よどせには、浮

橋渡し、ありがよひ、仕へまつらむ、万代までに。

反歌

たゝなめて、泉の河のみを絶はず、

仕へまつらむ。大宮どころ、

總て是れ皆洋々たる南風の吟。然れども更に翻て奈良故都を傷める詩人多感の聲を聞け。一に斷腸の吟ならざるはなし。

紅に、深く染みにし、心かも。

寧樂の都に、年の歴ぬべき。

世の中を、常なきものと、今ぞ知る。

平城の都の、移ろふ見れば、

八隅し、我が大君の高しかす、大倭の國は、すめろぎの、神の御代より、しきませる、國にしあれば、あれまさん、御子のつぎ

く天の下、しらしまさんと、八百萬、千年をかねて、定めけん、平城の都は、かぎろひの、春にし成れば、春日山、三笠の野邊に、櫻花、木のくれがくり、かほ鳥は、まなくし、ば鳴き、露霜の、秋さりくれば、生駒山、飛火が岡に、萩の枝を、しがらみちらし、小男鹿は、妻呼びとめ、山見れば、山もみがほし、里見れば、里もすみよし、武夫の、八十伴緒の、打ちはへて、里なみしけば、天地の、よりあひのきはみ、萬代に、榮は往かんと、思ひにし、大宮すらを、たのめりし、奈良の都を、新ら代の、事にしあれば、大君の、ひきのまに、く、春花の、うつろひかはり、村鳥の、朝立ち往けば、さすたけの、大宮人の、かみならし、かよひし道は、馬も行かず、人もゆかねば、荒にけるかも。

反歌



たちかはり、故き都となりぬれば、

道の芝草、長く生ひけり。

名つきにし、奈良の都の、荒ゆけば、

出て立つ毎に、嘆きしまさる。

さしも三世の帝都となり、咲く花の匂ふが如く盛りなりと  
歌はれたる、奈良の都も、一朝にして、榮枯盛衰地を易へて、馬も  
行かず、人も往かず、寂又寞、空しく路邊に草の茫々たるを見る  
のみ、慨以て慊せざるべけんや。

然らば恭仁の都は、百代にも易はるべからぬ大宮どころと  
なりしか。否々、紫香樂宮の造營創りて恭仁宮の造作は中止と  
なりたるのみならず、帝は既に恭仁の宮に飽たりしにや、天平  
十六年閏正月には、百官を朝堂に會して、恭仁難波の二京何れ

をか帝都となさん。を詢ひ給ふ。恭仁京の便宜を云ふもの、五位  
已上二十三人、六位已下百五十七人。難波京の便宜を陳ぶるも  
の、五位已上二十三人、六位已下百三十人。恭仁賛成者は、六位已  
下に於て二十七人の多數なりき。帝は更に巨勢奈氏麻呂藤原  
仲麻呂をして市に就て定京の事を問はしむ。市人は既に遷都  
を欲するものに非ず。されば、難波を願ふもの一人、平城を願ふ  
もの一人ありしを除て、他は盡く恭仁宮説なりき。然れども帝  
の意は既に難波遷都にあり。輿論諮詢は一片の儀式に過ぎず。  
是月天皇難波宮に行幸あり。二月諸司及び朝集使等を難波に  
遣し、恭仁宮の高御座并に大楯を難波宮に運搬し、水路、兵庫の  
器仗を難波に運漕す。尋て左大臣橋諸兄は勅を宣して曰く、今  
難波宮を以て定めて皇都となし給ふ。宜しく此状を知て京戸

の百姓意のまゝに往來すべしと。當時の詩人難波の新都を歌て曰く、

やすみしし、我が大君の、あり通ふ、難波の宮は、いさなとり、海かたつきて、玉拾ふ、濱邊を、近み、あさはふる、浪のとさわぎ、ゆふなぎに、櫂のと、聞ゆ、曉の、寢覺に、聞けば、あまいしの、潮干のむた、うらすには、千鳥妻呼び、あしべには、たづ鳴きとよみ、みる人の、かたりにすれば、聞く人の、みまくほりする、みけむかふ、あぢふの宮は、みれどあかぬかも。

反歌

ありがよふ、難波の宮は、うみちかみ、

あま乙女等が、乗れる船見ゆ。

潮干れば、葦邊にさわぐ、あしたづの、

妻呼ぶ聲は、宮もとゝろに。

然れども難波宮もまた叡慮に適せざりき。紫香樂宮も皇都となさんとして終に適せざりき。帝も亦悔心ありけるにや。是に於て天平十七年五月、又もや是を輿論に問ひ給ふ。諸司官人等皆云ふ、平城に都すべしと。南都四大寺の衆僧も皆云ふ、平城を以て都となし給ふべしと。環りくへて舊に還れり。百姓皆手を拍て之を慶し、平城宮の掃除には、諸寺の衆僧、淨人、童子等を率ゐて來り會し、百姓も亦盡く出て、里に居人なきに至り、恭仁京の市人、平城に徒るもの絡繹織るが如く、晝夜絶えず。五月十一日、天皇平城宮に行幸ありて、遷都事件は是に其終を告げたり。恭仁遷都の際、詩人奈良の故都を慕て

いはづなの、又若がへり、青丹よし、

奈良の都を、またも見んかな。

と詠じたるものは、語讖をなせり。萬代不易と祈りたる布當の宮は、一朝にして廢墟となりぬ。如何に、是れ荒廢の狀。

甕の原、恭仁の都は、山高く、河の瀬清み、ありよしと、人は云へども、ありよしと、我は思へど、古りにし、里にしあれば、國見れば、人も通はず、里見れば、家も荒れたり、はしけやし、かくありけるか、みもろつく、鹿背山のまに、咲く花の色、珍らしく、百鳥の聲なつかしく、ありがほし、すみよき里の、あるらくをしも。

反歌

三香の原、久邇のみやこは、荒れにけり。

大宮人の、うつりいぬれば、

咲く花の色は、易らず、百磯城の、

大宮人、立ち易りぬる。

聖武が、恭仁の遷都、紫香樂の造宮は、東國經營の爲として、は理由薄弱なり。難波の遷都も、對外政略の結果とは見るべからず。思ふに、帝の豪華を好み、奇を好み、はてを好みたるよりして、の教旨なるべし。何ろ其定見なくして、民を苦ましむるの甚しきや。一方には、大佛鑄造の舉あらんとし、而して他に於ては、一再ならず、遷都を輕々しくし、府庫の匱乏と、民の疲勞とを意に介せず。是を以て、誰かは、聖武を賢明なり、英邁なりと云ふべき。是れ何ろ三代目の野良と異らんや。十七年九月、帝疾病に罹らせ給ひて、僅に以爲らく治道失ありて、民多く罪に罹れり、宜しく天下に大赦すべしとは、抑も明君賢主の語ならんや。遷都を以て、民を苦ましめたるは、帝の悟り得ざりし所。自己の疾に依

て民法網に罹りしもの多きを思ひ出し、之が大赦を令す。要するに大赦に依て疾を治せしめんと欲するのみ。何ぞ利己主義の甚しきや。思ふに天平九年には輔翼の藤原氏四卿没して、また帝を匡正し、教導するの人才なく、權臣なし。た人よしの、ぼんやり漢たる橋諸兄の如きは、一言も何等の事に對して救解したるあるを聞かず。帝の驅使する所となりて唯徒らに唯々諾々として、天下の民を溝壑の裡に陥るゝを知らず。大佛鑄造が國家的事業なりとて、政治的方略なりとて、聖武の賢明を稱し、恭仁遷都の豪華を語て其英邁を賛し、帝の世に權臣なかりしとて、其親政の美を唱へんとするが如きは、蓋し買ひ被りに過ぎたり。況や聖武の謚號廢は、帝淳仁の天平寶字二年八月、女帝孝謙禪讓の月を以て上つりたるを知らざるに於てをや。當時

の勅に云はずや。子其考を尊ぶは、禮家の稱する所。策に鴻名を書するは、古人の貴ぶ所なり。昔し先帝敬て法誓を發すらく、盧舍那金銅の大像を造り奉る。若し朕が時造り了るを得ざることあらば、願くば、來世に於て身を改めて猶作らんと。既にして鎔銅已に成れども、塗金足らず。天至心を感じずるや、信に終に勝寶の金を出せり。我國家是に於て初めて奇珍あり。開闢より已來未だ斯の若き盛徳を聞かざるものなり。しかのみならず、賊臣惡を懷きて、潜かに逆徒を結びて、社稷を危くせむことを謀るや、良とに日久し。而れとも威武を畏れ、欽て仁風を仰ぐ。敢て鋒を競はず、威くたのづから馴服しぬ。聖武の徳古に比して餘りありと謂つべし。其れ洪業を揚げ奉らずんば、何を以てか後世に示さん。敬て舊典に依り、追て尊號を上り、策して勝寶感神

聖武皇帝と稱し、諡して天璽國押開豐櫻彥尊と稱し、休名を萬號に傳へて、乾坤と長く施し、茂實を千秋に揚げて、日月と共に久しく照さしめんと欲す。普く遐邇に告げて、朕が意を知らしめよと。天平勝寶八載五月、帝聖武大行ありてより、殆ど歳餘の後に、光明子、女帝孝謙、及び寵臣仲麻呂等に依て、諡されたる號の因縁は斯くの如かりしなり。其聖とは大佛鑄造を云へるなり。神武、天武、桓武と並べらるべき武の稱は、橘奈良麻呂等の叛逆の久しく發せざりしを以てなり。奈良麻呂等の叛逆は、帝失政の致す所なり。大佛鑄造も、百姓泣かせなり。既に聖既に武なる皇帝陛下の諡號も、實はそれ程に稱ふべきものならず。

帝聖武は暗愚の主に非ず、平凡なる君に非ず、其政策の決して當を得ず、政治の宜しと云ふべからざるは事實なり。是に奉

つるに英邁賢明の譽を以てするは、余與せず。然れとも帝はどここかにゑらき所ましませり。豪華を好み、派出を好み、見得ぼなる所ましましき。是れ豪氣なる所なり。若し所謂英邁なるもの豪傑肌なるものは斯くの如しとすれば、英邁なる所も豪傑肌なる所もましませり。腹の大なる、器局の小ならざる所はましましき。然れども帝は實際に於ては豪傑ならず。寧ろ寛柔の性にましませり。是を英邁と稱し、豪傑と云ふも、ろは所謂英邁所謂豪傑なるのみ。且つ帝の國分寺、東大寺經營も皆皇后光明子の力與て多しと聞けば、光明子の方、帝に比して一段ゑらかりしなるべく、權臣なき世なりしかば、權臣に左右し得られざりしも、光明子には左右せられ給ひしなるべし。換言すれば光明子の内助の功は多かりしに似たり。余は一派の論者の如く



音 觀 面 一 十 寺 華 法

甚しく帝聖武に感服するものに非ず。帝は才氣もあり、平凡に  
てはましまさざりしと雖も、敢て明君賢主とは稱すべからず。  
唯豪華好きのはて者なりき。是點に於ては帝桓武も稍類似し  
給へるあり。然れども桓武は政治的技量に於ても、其方法に於  
ても、國家擴張主義に於ても、固より聖武に勝る所あり。唯それ  
帝聖武の豪華なるは、所謂天平時代を作り出し給ひて、今に猶  
當時の遺影を留めたり。

### 第八章 天平時代

天平時代はそれ上代の元祿時代か。天下の富と勢とを一身に負ひ給へる帝聖武の大規模は、固より、征夷將軍の綱吉の遙に及ぶ所に非ず。然れども民太平の安逸を貪り、上府庫累代の富を分散し、文藝の興起し、社會百般の進歩し、革新したるは、彼此相似たり。肉慾的快樂に耽りたる元祿時代の人士は、一意後生安樂を祈りたる天平時代の民と異なるが如くなれども、實は然らず。佛教は天平時代の政治的機關なり。佛教は萬能的勢力なり。宮中の無遮大會、金光明經、大般若經の講誦は、孰れ天下太平の御祈禱なるべく、諸國放生會、諸寺の齋會は、後世の冥福を祈るなるべけれども、實は御祭と一般なりき。諸寺の落成には、



満都の士女、今日を晴れと着飾して見物織るが如く、一萬燈の  
供養は、川開の觀ありしなるべし。興福寺の維摩講には、しぐれ  
の雨まなくな降りず、紅に、にほへる山の、散らまく、惜しもの佛  
前唱歌琅々として樂聲と與に起り、後生の冥福よりは、現在の  
快樂いかばかりなりけん。下民には死魂を祭りて禍福を説く  
方入り易くして、妖言衆を惑はす徒少からず。役行者のもては  
やされしも、強ちに無理ならずと聞ゆし。  
春は春日野に袖ふりはへて若菜つみ、菫摘みの興にさゝめ  
き、櫻かざせる大宮人の姿もなまめかし。

尾 張 連

春山の、さきの丸をりに、若菜つむ、  
妹が白紐、見らくしよしも。

山 部 赤 人

春の野に、菫摘みにと、來しわれず、  
野をなつかしき、一夜寢にける。

同

あすよりは、若菜摘まんと、しめしぬに、  
昨日も今日も、雪はふりつゝ、

丹 比 屋 主

難波邊に、人のゆければ、わくれるて、  
若菜摘む子を、みるが悲しさ。

高 田 女 王

山吹の、咲きたる野邊の、つぼすみれ、  
此春の雨に、盛りなりけり。



櫻花歌

若宮年魚麻呂

をとめらがかざしの爲に、みやびをが、蘊の爲めとしきませ  
る、國のはたてに、さきにける、櫻の花の、匂はもあなに、

反歌

去年の春、あへりし君に、戀ひにてし、

櫻の花は、迎へくらしも。

行く春の名残留め敢へず、落花長へに流水に伴ひ去りてよ  
り、若葉の陰濃やかに、やかに明け往く空に一聲杜鵑啼けるは、  
磐瀬の村か、佐保の山邊とぞ覺ゆし。多感なる萬葉詩人は蜀魂  
を如何にか聞きけん。

志貴皇子

神名火の、磐瀬の森の、郭公、

ならしの岡に、いつかきなかん。

刀理宣令

ものゝふの、磐瀬の森の、郭公、

今も啼かぬか。山のとかげに、

大伴坂上郎女

なにしかも、こゝばく戀ふる、郭公、

啼く聲聞けば、戀こそまさされ。

大伴家持

卯の花も、未だ咲かねば、郭公、

佐保の山邊を、來鳴きとよもす、

大神女郎

郭公、なきしすなはち、君が家に、

往けと追ひしは、到りけんか。

漫々として秋夜長し。呦々たるものは鹿鳴にして、丁々たるものは雁聲か。夕時雨三笠の山に音づれて、満山皆黄み、飛鳥川邊に秋草咲けり。之を算して七種となせるは萬葉詩人なり。

大伴旅人

吾が岡に、少牡鹿きなくさきはぎの

はなづまとひに、き鳴くさをしか。

聖武天皇

秋の田の、穂田をかりがね、聞なるに、

夜のほども、鳴き渡るかな。

同

今朝のあさけ、かりがね、寒く、聞しなへ、

野邊の淺茅、色づきにける。

大伴稻公

しぐれの雨、まなくしふれば、三笠山、

こぬれあまねく、色付きにけり。

大伴家持

大君の、三笠の山のもみぢ葉は、

今日の時雨に、散りかすぎなん。

作者不知

いちじろく、時雨の雨は、ふらなくに、

大城の山は、色づきにけり。

丹比國人

飛鳥川ゆき、の岡の、秋萩は、

今日ふる雨に、ちりかすぎなん。

山上憶良

秋の野に、咲きたる花を、たよびをり、

かきかろふれば、七草の花。

萩の花、尾花、葛花、瞿麥の花。

女郎花、又藤袴、朝貌の花。

若し夫れ六花續紛として、九條八坊の大都も瑤宮白玉殿と  
變じ、南行の征人をして「淡雪のほどろく」にふりしければ、奈良の  
故都を思はしむ。雪を以て梅となし、春と謬れるを歌ふもの、固  
より思想複雑ならざる當代詩人の面目のみ。庭上の雪膚寸、奇  
寒骨に沁む。嗚呼此寒夜を如何。淡雪の、庭にふりしき寒き夜を、  
手枕まかず、獨りかもねん」と嘆ずるもの、痴情、又真情の露現の

み。思ふ天平十八年正月の古、雪紛々として、滿地既に瑤白。洵に  
好佳景なり。左大臣橘諸兄、中納言藤原豊成及び諸王諸臣を率  
ゐて太上天皇(元明)の宮に候し、供奉雪を掃ふ。是に於て詔あり。  
大臣參議并に諸王をして大殿上に、諸卿大夫をして南細殿に  
侍せしめ、酒を賜ひ、詔してのたまはく、みまし諸王卿たち卿は  
此雪を賦せよと。諸王卿等命を拜して沈吟多時。其橘諸兄の上  
れる歌に云ふ、

降る雪の、白髪まで、大君に、

仕へまつれば、尊くもあるか。

唯それ一篇の賀詞なり。左大臣として其調整へり。紀の清人の  
詠に云ふ、

天の下、既に被ひて、降る雪の、

光を見れば、尊くもあるか。

諸兄は自らを以てし、清人は天子を以てす。前は雪を比喻に取り、後は雪を正面より解す。其臺閣詩たるに於ては、後者優れり。紀男棍の歌に曰く、

山のかひ、そことも見ゆず。をとつひも、

昨日も今日も、雪の降れれば、

平凡取るに足らず。葛井諸會の作に云ふ、

新しき、年のはじめに、豊の年、

しるすとならし、雪の降れるは、

悪作讀むに堪へず。大伴家持の吟に云ふ、

大宮の、うちにもとにも、光るまで、

ふれる白雪、見れど飽かぬかも。

家持は自から家持たるなり、其他藤原豐成、巨勢奈底麻呂、大伴牛養、藤原仲麻呂、三原王、智努王、船王、オホ邑知王、山田王、林王、穗積老、小田諸人、小野綱手、高橋國足、太徳太理、高丘河内、秦朝元、檜原東人の歌傳はらず。但し傳はると雖も、固より觀雪即詠の短歌、臺閣的に非ずんば即興のみ。傳はらずと雖も、惜むに足らず。但し秦忌寸朝元は、辨正法師唐時に在ての子。蓋し唐と大和との合の子なりしなるべし。故に歌を作るの術を知らざりしと思はれ、橘左大臣之に誑れて曰く、歌を賦するに堪ふるなし。麿を以て之を贖へど。故に朝元作らざりき。

如何に男女入り混りてすなる歌垣の盛なりしことよ。帝聖武の天平三年二月、天皇朱雀門に御して歌垣を覽給ふや、男女二百四十餘人、五品已上の風流あるもの皆交り雜けり。正四位

下長田王、從四位下粟栖王、門部王、從五位下野中王等と歌となし、本末を以て唱和す。其曲に難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀬曲、八ヤ衰刺曲あり。都中の士女の縦覽を許し、歡を極めて罷め、歌垣を奉せし男女等に祿を賜ふ差ありき。女帝稱徳の寶龜元年、葛井、船津文、武生、藏、六氏の男女二百三十人、歌垣に供奉す。其服は青摺の細布衣にして、紅の長紐を垂れたり。男女相並ひ、列を分て徐行す。其歌に曰く、

乙女等に、男立ち添ひ、蹈み鳴らす、

西の都は、萬代の宮。

歌垣の歌に曰く、

淵も瀬に、清く爽けし、博多河、

千歳を待ちて、澄める川かも。

悠揚として追らず、其調や蒼古にして、其曲は温雅なり。歌曲の折毎に、袂を擧げて節をなす。女帝詔して五位已上、内舍人及び女孺をして又其歌垣中に列せしむ。是時女帝不豫にてましませり。思ふに之に依て其鬱を散せんとし給ひしなるべし。是れ一種の盆踊なり、都踊の類なり、舞踏なり。

繆會なるものは歌垣に依て其配偶を求むる自由結婚の制度なり。筑波の山最も其名所となす。崔嵬たる筑波の山に登り、關八州の野を下瞰して、青春の男女花の如く、霞たなびく節、木葉黄むの時、相魚貫し、環回して登臨し、飲み且食ひ、而して歌て樂む其歌に云ふ、

筑波根に、遇はむと云ひし、子は、

誰が子と聞けば、かみてあすはけむや。

筑波根に、いほりて、つまなしに、

我が寝むよるは、早もあけぬかもや。

諺に云ふ、筑波根の耀會に、つまとひの財を得ざれば、むすめとせずと。吉士春を懐ひ、淑女君子を慕ふ。筑波山巔春日和熙の時、秋旻清澄の日、此れ等の士女群をなして各、美なる人を得んとす。固より自由結婚なりと雖も、女を得れば、之に聘財を送らざるを得ず。筑波の會に聘財を得ざるの女は、人之を齒とせず、父母誓し、郷黨笑ふ。歌は山靈を驚かして、艶殺す、樹上の獨棲鳥を。萬葉集に、筑波嶺に登りて、耀歌會をなす日、作る歌一首并に短歌を裁す。高橋連蟲麻呂歌集中に出づとあり。

鶯の住む、筑波の山のもはきづの、そのつの上に、いざなひて、乙女、少男の、ゆきつどひ、かゝふかゝひに、ひと妻に、我も交ら



春 日 龍 燈 鬼

ん、吾が妻に、人も言問へ、此山を、うしはし神のはじめより、い  
さめぬ業を、けふのみは、めぐしもなみそ、事も答むな。

反歌

男神ナシカミに、雲立ち上り、時雨ふり、

ぬれどほるとも、我れかへらめや。

「見る毎に、戀はまされど、色に出ては、人知りぬべみ」とは隠戀  
なり。垣ほなす、人の横言し、げきに恨むは、隔戀なり。別れても、ま  
たもあふべく、たもいば、遇はぬ戀もまた樂しみあり。吾がきみ  
にわれは戀ふらし、たまひたる、つばなをもへど、いや、瘦せにや  
す」とは、夏瘦と答へて、あとは涙の情なるべく、玉きはる、命に向  
ひ、戀ひんゆは、君か御船の楫からにもが」とは切なる思ひの發  
露なるべし。されば發しては、葦屋の乙女となり、此道を行く人

毎に、ゆき依りて、いたちなげかひて、今に求女塚の名を殘し、凝  
ては、眞間の手古那となりて、葛飾の眞間の井見れば、其面影を  
忍ぶべらなり。戀は古今異らず。奈良朝の士女も戀にあこがれ  
て、宗教の勢力も、王者の権利も、及び得ざる、恠しき運命に弄ば  
れたるなり。

固より、當時は帝國の版圖擴張と與に帝室も壯嚴となり、上  
下の懸隔も漸く甚しからんとする世にしあれば、王者の豪奢  
にひきくらべて、下民の賤しく、恠し氣なるは云ふ迄もなし。然  
れども、其上下の懸隔なるものも、固より後代の甚しきが如き  
ものならず、遷都の可否を市民に問ひ給ふが如きこと、少から  
ざりき。更に之を思ふに、奈良都民は地方とは又懸隔して、其開  
代の程度の異りたる、云ふまでもなし。

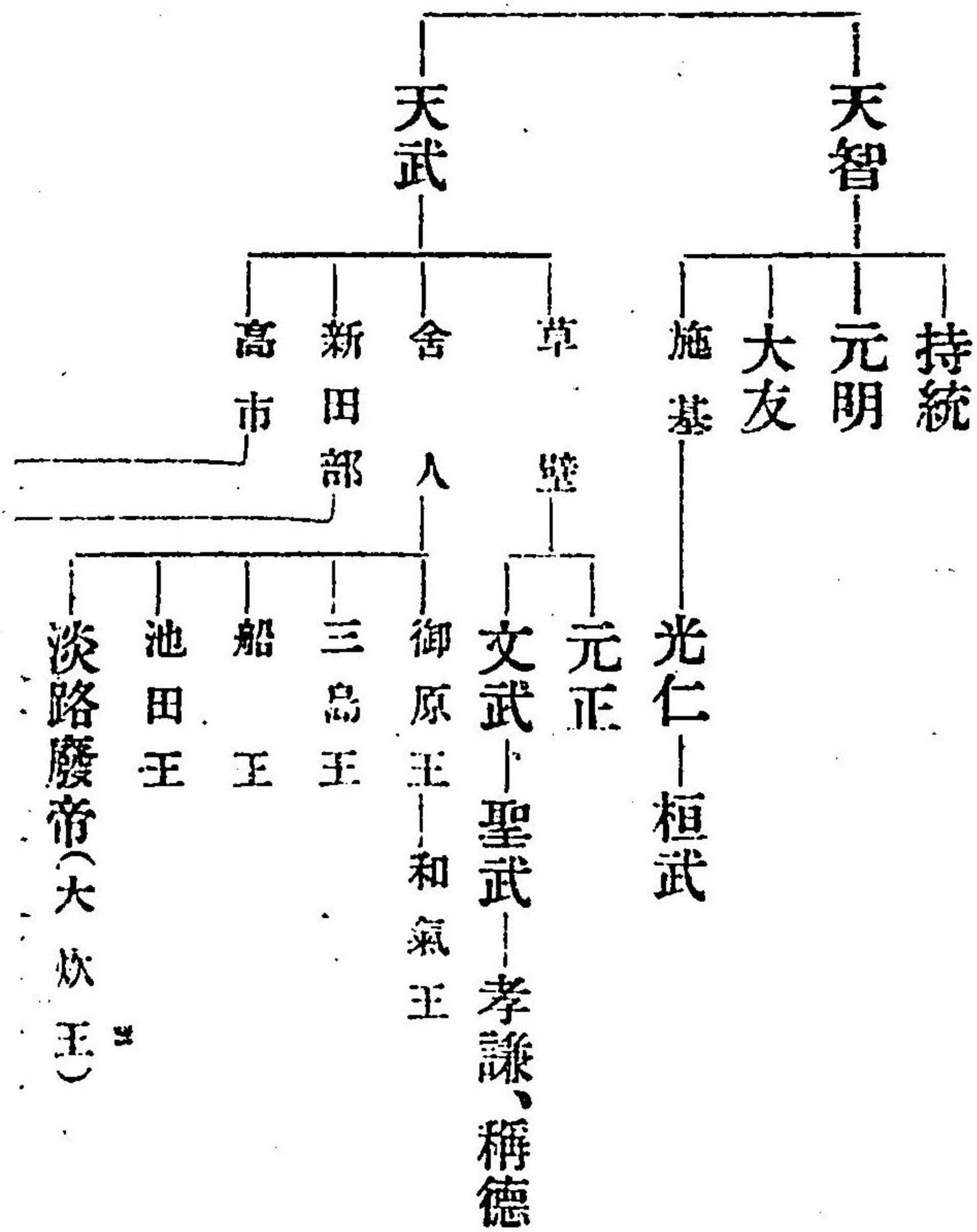
大和朝廷の擴張は歷朝の叡慮を煩はしたる處にして、年と俱に其版圖は擴張し往けり。然れども北方蝦夷の勢力は猶侮るべからず。齊明の朝には阿倍臣比羅夫の大運動あり。比羅夫の師を出すこと前後三回、末路茫漠として甚だ振はざりし。と雖も、皇威肅慎に及べり。されば王化漸く北漸して大化以後は國郡の制置も邊土に及べり。帝天武の朝には、越國を三分して越前越中越後となし、元明の和銅元年には、越後に出羽郡の創建あり。同五年九月に至りては、新に出羽國の制定ありて、陸奥の最上置賜二郡を之に屬せしむ。巨勢麻呂進で陸奥鎮守使となりて蝦夷を征し、出羽柵を設けて還れり。和銅六年十二月には新に陸奥國丹取郡を建て、其後改稱して玉造郡と云ふ。女帝元正の靈龜元年十月陸奥蝦夷の請を容れて香阿村閉村に於

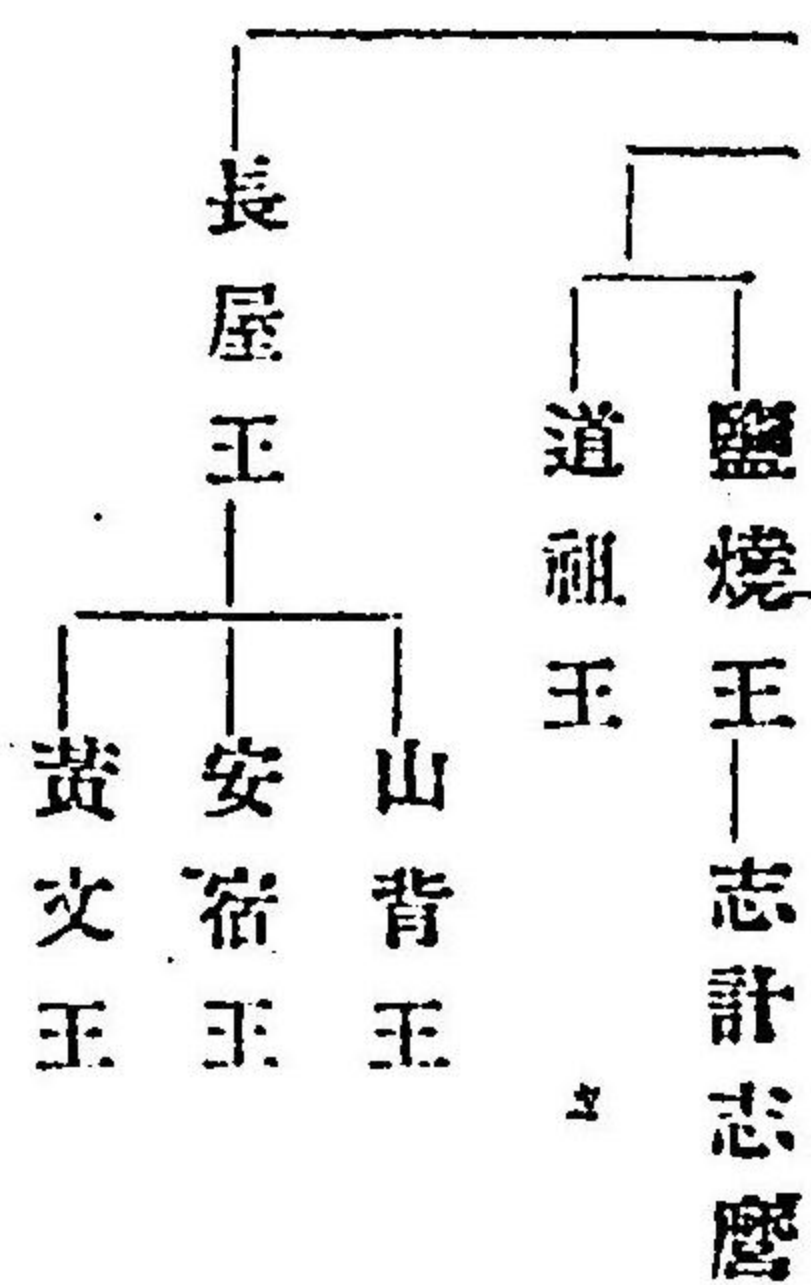
て各郡家を建てり。養老二年五月常陸の石城菊多二郡及び陸奥の標葉行方宇太亘理四郡とを割て石城國の建置あり。白河石背會津安積信夫五郡を割て石背國の建設あり。蝦夷の叛亂は猶穩ならずして陸奥按察使上毛野廣人の刺殺せられたることあり。征夷將軍多治比縣守之を征し鎮所を置て歸りぬ。是を鎮守府の起源となす。帝聖武の朝には藤原宇合の蝦夷征伐あり。小野牛養の鎮撫あり。鎮所も改て鎮守府となり、多賀に置て征撫を掌り、國府を名取に置て租税を掌り、兵政民政の歸する所を分ち、鎮守府の糧食は刈田郡以北の穀を以てし、國府の公廩に立つるに、信夫郡以南の租を以てす。大野東人鎮守府將軍たり。是に至て地を開くと百六十里。石城石背も廢せられ、陸奥は十二郡となれり。天平二年正月遠田郡を置く。小田郡を合



して二十一郡たり。天平五年には出羽柵の秋田に移さるゝあり。多賀城に對して鎮守の要地たり。天平九年に至り雄勝を定め、道を開て秋田城と聯絡を通じき。斯の如く東北經營は漸く進み往けるも、未だ大計畫を立つるに至らざりき。其計畫あるは實に帝桓武の豪華なるに始まり、終に其大功を奏せり。是を要するに、天平時代は膨脹の時代なり、華美の時代なり、興起の時代なり、活氣ある時代なり、同時に後世の弊害を醸したる時代なり。上下太平に沈酔して夢死せんとしたる時代なり。危険の伏藏したる時代なり。爆發の迸裂せずして終りたる時代なり。されば天平時代は獨り美術史に於て工藝史に於て宗教史に於て研究して趣味ある時代なるのみならず、政治史に於て財政史に於ても亦大に考究すべき時代なりしなり。

第九章 日嗣の争





爲壽左大臣橘卿預作歌一首

古へに、君が三代經て、仕へけり。

我が大君は、七世申さむ。

左大臣橘朝臣諸兄は、美努王の子にして、美努王は帝敏達の子難波、其子栗隈王の子なり。栗隈王は、公卿補任に、難波親王大侯王の子とあり。但し皇胤紹運録には難波皇子の子大侯王の子となす。姑く前説に従ふ。栗隈王は天智の朝に太宰帥たり。

美努主も亦治部卿大宰帥たり。葛城王なりし諸兄の、其後として終に左大臣に至りしものは、固より其才あるに非ずして、其生母なる三千代が藤原氏に嫁しく、光明皇后を生みなせむと、かねて藤原武智麻呂等四卿の繼母なりしと、及び四卿が同年を以て疫病の爲に没して之に代はるべき人物なかりしが爲めなりしは、既に説けり。頌歌の作者が「古へに君が三代經て」とは三千代を云へるなり。三千代が天武、持統、文武の朝に仕へたるを云へるなり。葛城王の上表にも、上淨御原朝廷を經、下藤原大宮に逮ぶとあり。然れども三千代は文武の朝に於て終りしに非ず。彼は神龜五年まで陰に陽に、朝廷の爲めに、寧ろ自家の爲に、働きしなり。既に三千代にして斯くの如し。諸兄に至ては「七世申さむ」ところは阿諛したるなれ。此歌は天平勝寶三年の

作なれば、諸兄時に年六十八いゝれ爺さんなり。此老人にして七世(數多との義)も仕へては、朝廷歴代の御壽命如何あらんと推しはかるれども、是れ一篇のた世辭に過ぎざれば、彼是云ふだけが野暮なり。然れども橘氏は七世申さむほどに未長く繁昌せしか。よしや諸兄は久しからずとするも、其後は能く榮へたるか。否々、橘氏は一敗地に塗れたり。帝聖武が皇嗣問題に就ての失策と、諸兄が身宰輔の位にありて而して之れを佐翼し得ざりしが爲に、橘氏は其第一着に倒れき。諸兄の子奈良麻呂の野氣ありて而して慮に淺きが爲めなりとは云へ、抑も諸兄の迂愚の罪の致す所ならずんばあらず。孝謙即位の翌年の職員表を見れば次の如し。

天平勝寶二年

左大臣

橘宿禰諸兄(六十四)

右大臣

藤原朝臣豐成(四十七)

大納言

巨勢朝臣奈豆麿(八十八)

藤原朝臣仲麻呂(四十五)

中納言

紀朝臣麻路

石上朝臣乙麿

多治比真人廣足(七十)

參議

大伴宿禰兄麿

橘朝臣奈良麿

石川朝臣年足(六十二)

藤原朝臣年足(六十三)

藤原朝臣八束(三十六)

非參議

藤原朝臣清河

竹野王

藤原朝臣弟貞

三原王

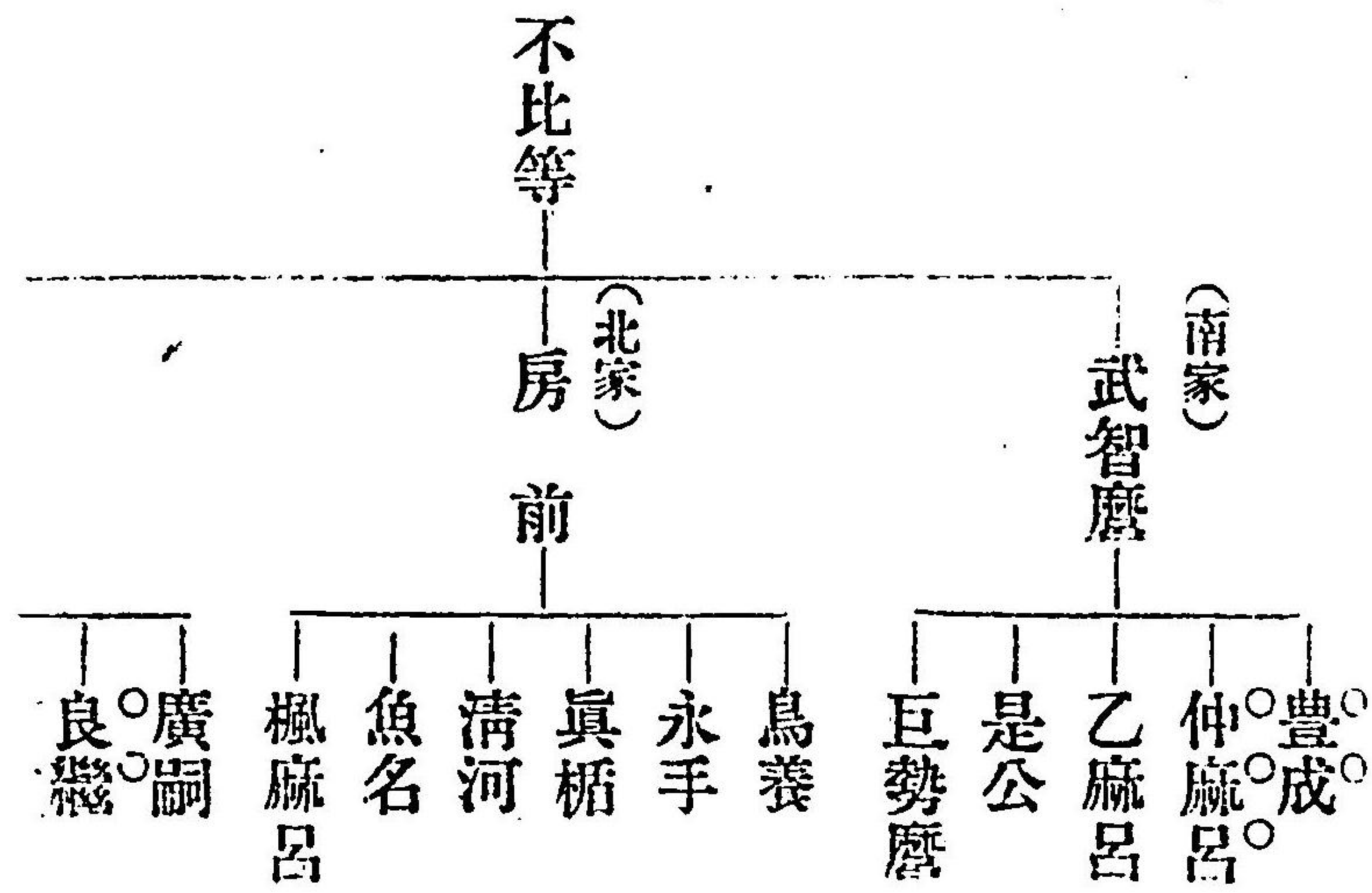
百濟王南典

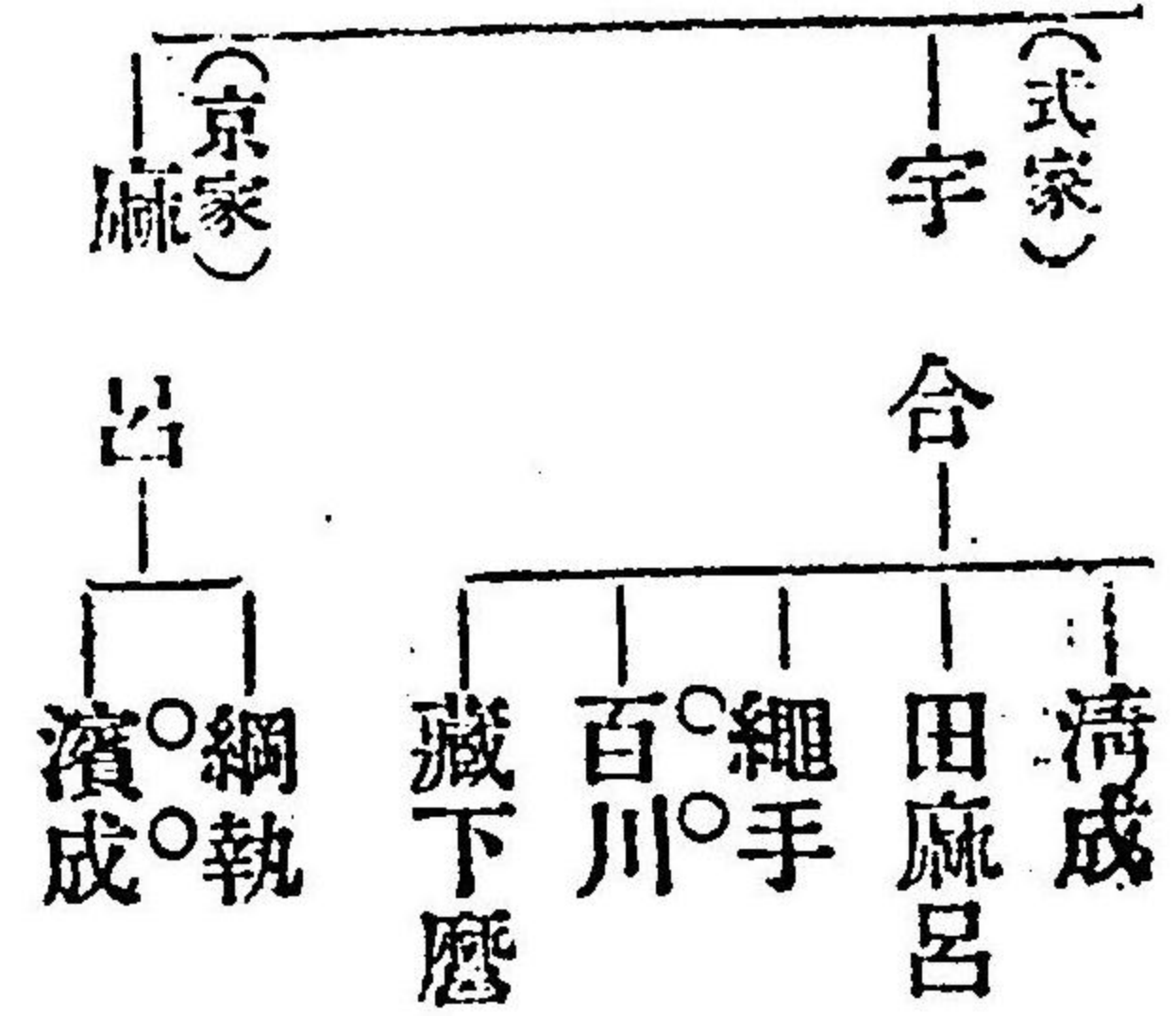
知努王

百濟王敬福

藤原朝臣乙磨

武智麻呂の子なる豊成は既に右大臣たり。其弟仲麻呂は大納言たり。而して諸兄の子なる奈良麻呂は猶參議たるに止る。一たび榮ゆんとしたる橘氏は、又早晚藤氏に其權勢を委ねざるべからず。今便宜の爲め藤原氏の系を掲ぐ。





諸兄は疫病流行の機に乗じて、其器なきに出身せり。然れども藤原四卿の後にして漸くに樞要の地位に陞進するを見れば、橘氏の裔は到底今後の榮達を望むべからず。奈良麻呂は才氣もあり、野心もある男なり。然れども彼は猶參議に止り、藤原氏の諸子と顔顔することと思ひもよらず。是れ彼の忍ぶ能はざる。

る所なり。た人よしと雖も、餘りに賢明ならずと雖も、諸兄も亦之を知れり。橘氏たるもの如何にして此間に其位地を保たんとはする。奈良麻呂たるもの、彼は何等の恠腕をか揮はんとする。

左大臣宴於兵部卿橘奈良麻呂朝臣之宅歌

治部卿船王

撫子が花どり持ちて、うつらく

みまくのほしき、君にもある哉。

兵部少輔大伴家持

我が背子が宿の撫子、散らめやも。

いやはつはなに、咲きはますとも。

うるはしみ、あがもふ君は、撫子が、

花にならへて、見れどあかぬかも。

聖武は皇子として、基王、安積親王、いまし、基王は光明子の出なりしを以て、神龜四年立て、皇太子となし給ひたるも、翌年薨去あり。安積親王は縣、犬養刀自姫の出なりしを以て、太子たらずして、却て女子にてましませる孝謙を以て、太子となし給へり。而して、天平十六年、安積親王も亦天しければ、孝謙の後を承くべき男系のあるなし。其他女子には、天智の後なる白壁王（帝光仁）の妃となりし井上内親王あり。鹽燒王の妃となりし不破内親王あり。鹽燒王は天平十四年十月、何等か帝の意に忤ふとわりて、平城の獄に投ぜられ、王は伊豆の三島に流され、十七年には、歸京を許されたりと雖も、皇嗣たるべきの資格は、是に至て失へり。斯の如くにして、帝聖武は、當然定め置くべき重大

なる、繼嗣問題を、其在世の間に、定め給はざりき。されば、繼嗣問題は、やがて、権力問題たらざるべからず。佐命の臣は、同時に、權勢を握り得べかりしなり。奈良麻呂の如きは、最も早く此に着目して、兵力に依て、直に此問題を、決せんと欲せり。天平十七年、聖武難波宮に在て、病み給ふの時に當て、奈良麻呂は、既に長屋王の子なる、黃文王を立てんと欲し、同志の士多治比國人、多治比犢養、小野東人等と謀り、又佐伯全成を、其黨與に加へ、佐伯の兵力を借らんとせり。全成從はざるに依て、彼は本意を遂げざりしと雖も、此志は、須臾くも休まず、其後又全成を遊説して、志を得ざりき。

斯くて、女帝孝謙が、齡三十一を以て、位に即き給ひしや、太子は猶定らざりき。當時帝聖武及び光明子は、依然として、孝謙の

背後に在て政をなし、かば、未だ直に此重大なる問題を解釋するを要せざりしなり。既にして天平勝寶八歳五月太上天皇聖武は豪華の跡を遺して崩御あり。遺詔して鹽燒王の弟道祖王を以て皇太子となし給ふ。是に於て繼嗣問題は其落着を告げたり。自家權力の消長に關すと思惟したる諸人は是が爲に失望したるなるべし。然れども當時は女主の世なり。背後には賢明なる光明子ありと雖も、女賢うして、牛賣り損ふの觀ありき。光明子は其伶俐なるだけに、又入らぬ干涉をなし、後禍を醸すを覺らざりき。是時に當て太子道祖王は殆ど孤立の勢あり。万日注視して其缺點を拾はんと力むる間に立ちぬ。是れ賢是れ正と雖も、其勢や岌々乎として既に危し。

藤氏の諸子右大臣豊成は寛厚なるも、才敏の人に非ず。其弟

大納言仲麻呂才ありて又野心に富み、深く光明子及び女帝の意を迎合し、其言容れられざるなく、獨り朝廷を風靡せり。其人となり、奈良麻呂と好敵手なりと雖も、手段は奈良麻呂に比して巧妙なりき。是を奈良麻呂に比すれば陰險姦邪の點に於て勝る。彼も亦佐命の臣となり、權力を掌握せんとを欲せり。されば彼は太子道祖王に對しては、巨細探求もらすなく、後宮の方便により、是を光明子及び女帝の耳に入れて、惡しざまに噂せしめしとも幾度なりけん。光明子及び女帝俱に、道祖王を愛らしと見給はず。且つ太子の位の輕々しく易ふべからずなどとは夢にも思ほし給はざりければ、御心を動かし給ひしとも幾度なりけん。太上天皇崩じて一杯の土未だ乾かざるに、廢立問題は一瀉千里の勢を以て通過し、繼嗣の争また此に起りぬ。

よしや道祖王は賢明ならずとするも、時勢の已に利ならざるは夙に之を知悉したるなるべし。諒闇の間に侍童に通じたるは事實なるべし。然れども是も誰かの方寸に出でたるやも知れず。喪に居るの禮、憂に合はずと云ふと雖も、先帝崩じて一歳ならざるに廢立問題を提起し、是が爲に大獄を起すに至りたる方、遙に憂に合はず。好て婦言を用ひ、稍狼戾多しと云へるも、罪となるべき程なるや疑はし。仲麻呂用ひられて光明子女帝、瞞着せらるゝ時勢なり。道祖王も終に其地位の危きを見て、とり逸早くも自ら春宮を出奔して、臣人となり拙愚にして重きを承くるに堪へずと、東宮辭退を申し出でられたるは、其志憐と云ふべし。是に於て天平寶字元年三月二十九日太子を廢し、其後五日、四月四日女帝群臣に詢うて大炊王を太子と定め

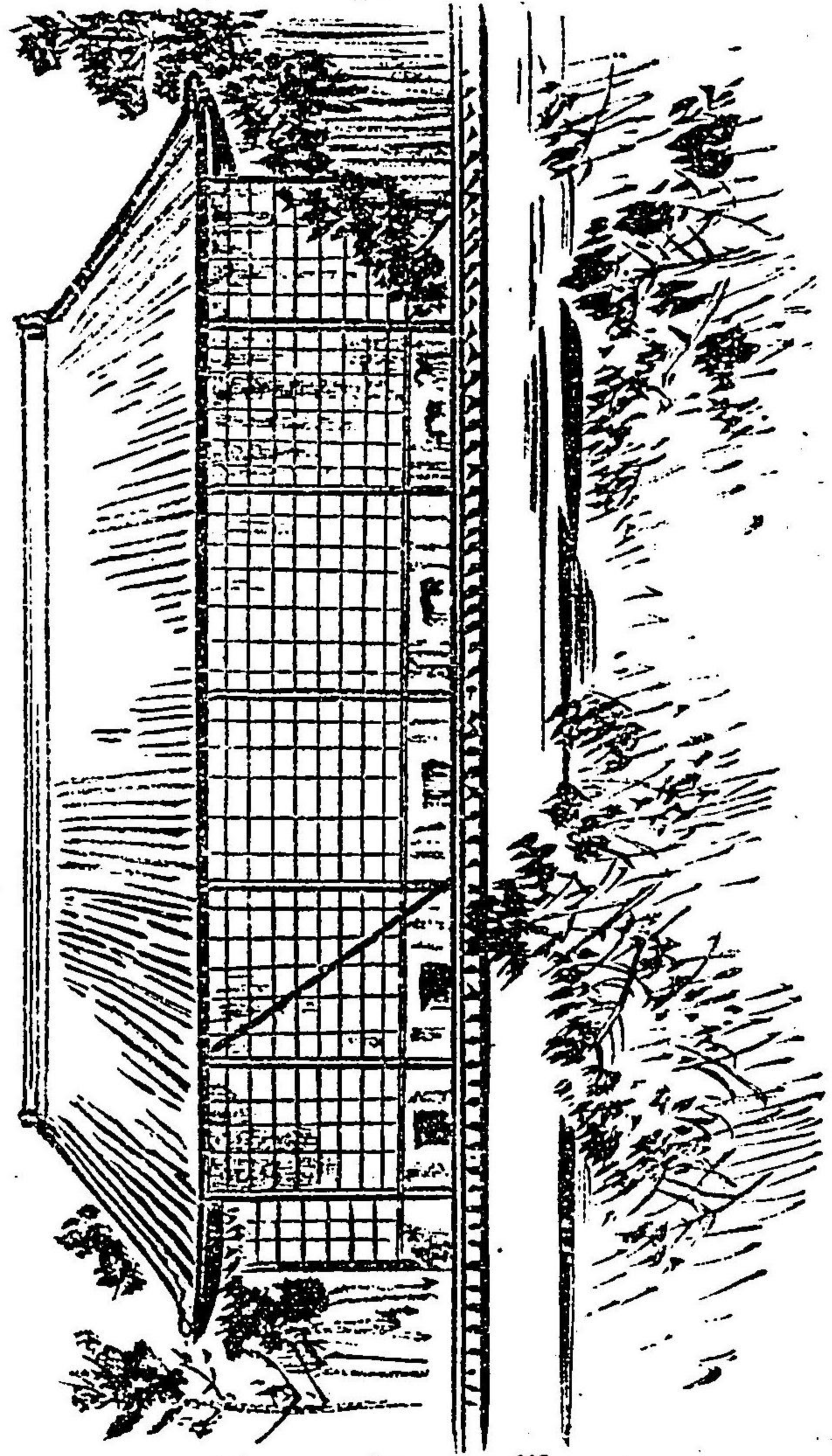
給ふ。仲麻呂の計略は圖に中れり。光明子及び女帝は其籠絡する所となりて、太子は既に定まれり。群臣に問ふが如きはまた一片の儀式に過ぎざるなり。  
 是より先、仲麻呂は意を大炊王に屬し、王に妻はすに、人もあらうに亡男眞從の未亡人粟田諸姉を以てし、私第に居らしめぬ。廢太子の事起り、帝群臣に問ふの事あるや、早くも是れを自家田村邸に迎へて、立太子の事あるを待てり。群臣は召集せられ、皇嗣を定むるの議あり。右大臣藤原豊成、中務卿藤原永手は鹽焼王を推薦し、攝津大夫文室珍努、左大辨大伴古麻呂等は池田王を立つべきを奏す。仲麻呂曰く、臣を知るものは君に若くは莫く、子を知るものは父に若くはなし。唯天意に擇ひ願ふ所のものを奉ぜんと。何ぞそれづら、しきや。勅に曰く、宗室の



中、舍人新田部親王は是れ尤も長せり。茲に因て前に道祖王を立てしも、勅教に順はずして、遂に淫志を縦にせり。然るときは舍人親王の子の中を擇ぶべし。然れども船王は閨房修らず、池田王は孝行闕ることあり。鹽燒王は太上天皇責め給ふに無禮を以てせり。唯大炊王未だ長壯ならずと雖も、過惡を聞かず。此王を立てんと欲す。諸卿の意に於て如何と。右大臣己下一言の辨ずるものなし。皆曰く、唯勅命是れ聽かんと。仲麻呂の得意思ふべきなり。是に於て大炊王は立て太子となりぬ。橘奈良麻呂は終に發せざるを得ざるなり。

藤氏の諸子顯貴の地位に上り、殊に仲麻呂の眼中人なく、橘氏の如き又朝廷に些の信任なし。是に至れば既に奪せる諸兄と雖も、また憤慨せざることを得ざりき。天平勝寶七歲十一月

太上天皇聖武不豫の時、諸兄飲酒の庭に於て甚だ禮なき言辭を吐き、稍反狀ありと告ぐるものあり。老人の短慮と奈良麻呂の煽動とは、此好老人をして無禮の言辭を弄せしめたるに至れるなり。然れども聖武は之を罪するに忍びずして、咎め給はざりき。諸兄もまた之を知て、恥づかしとや思ひけん、世を味氣なくや思ひけん、やがて致仕しぬ。然れども一場の戯言として事落着するにも至らず。仲麻呂等のたきつけしにや、事件は再燃して越前守佐伯美濃麻呂召され、當時諸兄の言辭を知れるやと問ひ給へり。美濃麻呂曰く、臣未だ聞かず。思ふに佐伯全成知りぬべしと。全成勘問の議は出てたりしも、諸兄の同母妹にましまする光明太後の救ふ所となりて、事僅に寝めり。橘氏は既に朝廷の嫌疑を蒙りたる家なり。奈良麻呂の非常手段は早



正倉院

晩に發せざるべからざりき。

太子廢立の翌月(五月)大納言藤原仲麻呂を以て紫微内相となす。是より先天平勝寶元年八月、仲麻呂、紫微令を兼官す。紫微令は唐制に擬して名づけたるものなり。其省を紫微中臺と云ひ、中に居り勅を奉じて諸司に頒行するものなり。令の下に大弼二人、少弼三人、大忠四人、少忠四人あり。大伴兄麻呂、石川年足は太弼を兼ね、百濟王孝忠、巨勢堺麻呂、背奈王福信は少弼を兼ね、阿部虫麻呂、佐伯毛人鴨角足、多治比土作は大忠を兼ね、出雲屋麻呂、中臣丸張弓、吉田兄人、葛木戸平は少忠を兼ねたり。勳賢を抄撰して臺司に並列すとは、是等の諸臣を云へるなり。而して紫微中臺が皇后宮職の改稱にして、光明皇后の直轄なりしを思へば、光明子の威權並びなくして、帝聖武が常に光明子の

内助を受け給ひたることの多かりしを知るべし。仲麻呂は斯る因縁よりして光明子の左右に侍し、其才に依つて巧に光明子をあやなし、寵遇並びなく、廢立の事なども是が爲めに極めて容易なりしことと思はる。然れども宮廷内の權力のみにては、猶足らじ。外部の力を以て之に加ふれば、顛覆の恐れなきに非ず。且つ廢立のことよりして、内外の怨府ともなりたり。今後權力を掌握して獨り其威を擅にせんには、兵事を掌らざるべからず。是に於てまた巧に光明子、孝謙をあやなし、紫微内相となり、内外諸兵事を掌りて大臣に准せられぬ。

上には仲麻呂の奸計あり。下には奈良麻呂の陰謀あり。奈良麻呂の同志の士には大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、賀茂角足、多治比國人、多治比禮麻呂、大伴池主、多治比鷹主、大伴兄人等

り。安宿王、黄文王等亦之に加はる。六月二十九日の夜陰謀一味の徒太政官坊に入り、天地四方を禮拜し、鹽汁を飲て誓て曰く、將に七月二日を以て兵四百を發して仲麻呂の邸を圍み、之を殺して皇太子を退け、皇太后の宮を襲ひて鈴璽を奪ひ、右大臣を召して號令せしめ、而して後帝を廢し、鹽燒道祖、安宿、黄文四王の一を簡て君となさんと。而して別に陸奥將軍大伴古麻呂をして美濃不破關を塞がしめんとす。然れども陰謀久しく伏する能はず。安宿、黄文の同胞なる山背王に依て密告せられ、中衛舍人上道斐太都に依て訴へられ、事盡く瓦解して一味の徒捕へられて、糺問を蒙り、黄文、道祖二王、大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、加茂角足等は杖下に慘死し、安宿王及び其妻子は佐渡に配流せられ、其他與黨の人或は獄中に死し、或は配流せら

れ、右大臣豊成は其子乙繩之に關したると、又私に賊黨に附して、潜に内相を忌み、大亂を構ふるを知て、敢て奏上することなく、事發覺するに及びて、亦肯て究めず、宰輔の任に適せざるとの理由を以て、太宰員外郎に降下せられ、鹽燒王は事に關せずと雖も、道祖王の事あり、然れども其父新田部親王の功あるを以て、殊に其罪を免ぜられ、是に奈良麻呂陰謀事件は其終を告げて、仲麻呂の勢は天に冲せんとするが如かりき。

此時代には、歷朝瑞祥を喜び、諸臣も亦争て瑞祥詮索をなし、若くは擬作して恩賞に與らんとすると流行せり。大和神山の奇藤の根に、王大則並天下人此内任大平臣守吳命と蝕にて文字ありくと顯れたるなどは、仲麻呂の御機嫌取りの狂言なるなるべし。既に天平寶字二年八月、女帝孝謙は在位十年にし

て位を皇太子大炊王に禪り給ふ。太子時に歳二十五。仲麻呂の威勢思ふべきなり。

是時に當て宮中には光明子坐ませり。春秋六十史海子崩御の年を稽へて六十二となす。

先帝孝謙は正に四十にてましませり。光明子の權力は依然たるべく、仲麻呂の寵遇も日に加はりたるなるべく、而して帝は徒らに虚器を擁するに過ぎず。仲麻呂はねづか主義を執りて、先帝に上るに、上臺寶字孝謙皇帝、光明子に上るに、中臺天平應真仁正皇太后の號を以てし、巧に之を掌裡に丸め畢れり。是に於て聖武には勝寶感神聖武皇帝の謚號も出來し、仲麻呂自らは大保に任ぜられ、汎惠の美斯より美なるはなしとの故を以て、姓の中に惠美の二字を加へられ、暴を禁じ強に勝ち、戈を止め亂を静めたるより、押勝の名を賜ひ、字を尙舅と稱